

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	1

①	年月日・時間	2025年度春学期 令和7年4月1日(火)～令和7年9月20日(土)						
②	場所	関東学院大学 横浜・関内キャンパス(神奈川県横浜市中区) 他						
③	相手方	関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員 他						
④	参加者	仁木啓人						
⑤	目的・内容	【目的】 法学研究科地方創生専攻において、地方自治を取り巻く課題や法的諸問題、地方創生に係る政策等について学び研究し、政策立案や法務に関する高度な専門的知識を身に付け、それを県政に還元することにより、県政の充実・発展に役立てる。 【内容】 卒業必要要件である30単位中、今期5単位を取得 ・地方自治法基礎講義 2単位 ・合同論文指導Ⅲ 2単位 ・行政学専門応用(演習)Ⅰ 1単位						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	同窓会費については、自己負担とする。						
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		授業料	345,500		285,500	2025年度春学期授業料等 (同窓会費60,000円を除く)		
		合計	345,500		285,500	✓		

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の用途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	285,500 円
-----------	-----------

振込金領収書
(春学期)

依頼日	7年4月23日
金額	¥345,500
学籍番号	
依頼人	仁木 啓人
受取人	(学) 関東学院

銀行できりはなして下さい

上記の金額正に領収しました。
手数料880円



収納印

株式会社阿波銀行
登録番号 T5480001000070
消費税率 10%

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	2

①	年月日・時間	令和7年4月4日(金)①15:30～16:30 ②16:30～17:00 ③18:30～20:30						
②	場所	①堺市役所(大阪府堺市堺区) ②堺市議会(大阪府堺市堺区) ③大阪市北区						
③	相手方	①堺市長 永藤英機氏 ②堺市議会議長 田淵和夫氏、副議長 札幌泰司氏 ③堺市議会議員 吉川まもる氏、西てつし氏						
④	参加者	①②③阿南市副市長、仁木啓人 他						
⑤	目的・内容	①②③堺市と徳島県内各自治体との歴史的な繋がりによる相互交流の可能性について意見交換を実施						
⑥	政務活動以外の活動 (議会・後援会・政 党活動等)が含ま れている場合はその内 内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (%)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動 車使用 記録簿
		宿泊費	36,456	上限あり	27,000	4/4宿泊費 ホテルグランヴィア大阪		
		合計	36,456		27,000	/		

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)		会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である		経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている		
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない		
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない		

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	27,000 円
-----------	----------

領 収 書

再 発 行 (1)

発行: No.2512738623

表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛 名 仁 木 啓 人 様

金額 10% 対象
¥ 36,456 - (税込・サ込) 内 消費税額 ¥ 3,314
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0HLRG5UK

ご利用施設 ホテルグランヴィア大阪
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年4月4日より 1泊

決済日 2025年4月4日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2 Grant Wako S&S Tower

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512738623

表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年4月4日(金)	0HLRG5UK	ホテルグランヴィア大阪	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁 木 啓 人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	3

①	年月日・時間	①令和7年4月12日(土) 18:45~22:10 ②令和7年4月14日(月) 10:30~11:30						
②	場所	①関東学院大学 横浜・関内キャンパス(横浜市中区) ②こども家庭庁(東京都千代田区)						
③	相手方	①関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員 ②こども家庭庁成育局参事官付調整第二係長 内山敬彦市、こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係長 神田一真氏						
④	参加者	①②仁木啓人						
⑤	目的・内容	①大学院春学期 合同論文指導Ⅲに出席 ②障害児支援人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策について、こども家庭庁担当局に説明聴取を実施						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	28,240		21,240	往路航空券代4/12ANA282 10:55徳島発→12:10羽田着※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)		
		交通費	28,240		21,240	復路航空券代4/14ANA283 13:30羽田発→14:45徳島着※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)		
		宿泊費	25,500	10/10	25,500	4/13宿泊費 ドーミーインPREMIUM銀座		
		合計	81,980		67,980			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	67,980 円
-----------	----------

領収書

WEB a14a4add60-00000-144922-0-1100

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥56,480- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥56,480- (税込))

航空券番号	1010435362935014	1010435362935025
照会番号	9JNK5K	

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年04月08日(火)

上記、正に領収いたしました。



全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-144922-0-1100

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (9JNK5K)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年04月12日(土)	ANA282	徳島 - 東京(羽田)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥28,240-	2025年04月08日(火)
2025年04月14日(月)	ANA283	東京(羽田) - 徳島	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥28,240-	2025年04月08日(火)

合計金額
¥56,480-

領 収 書

発行: No.2512738589

表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛 名 仁 木 啓 人 様

金額 10%対象
¥ 25,500 - (税込・サ込) 内 消費税額 ¥ 2,318
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0XLLUXTG

ご利用施設 天然温泉七宝の湯ドリーミンPREMIUM銀座
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年4月13日より 1泊

決済日 2025年4月13日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512738589

表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年4月13日(日)	0XLLUXTG	天然温泉七宝の湯ドリーミンPREMIUM銀座	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁 木 啓 人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目		調査研究費						
整理番号		4						

①	年月日・時間	①令和7年5月12日(月)15:30～17:00 ②令和7年5月13日(火)10:00～12:00、13:30～17:00						
②	場所	①児童発達支援・放課後等デイサービス 北風と太陽(札幌市中央区) ②児童発達支援・放課後等デイサービス 北風と太陽S(札幌市白石区)、北風と太陽T(札幌市豊平区)、北風と太陽H(札幌市豊平区)、北風と太陽しろいし(札幌市白石区)、北風と太陽ひがし(札幌市東区)、北風と太陽ひがし2(札幌市東区)						
③	相手方	①②(株)Share 代表取締役 山口和佐 氏 他						
④	参加者	①②仁木啓人						
⑤	目的・内容	①②児童発達支援及び放課後デイサービス等について、事業概要とそれぞれの施設の特性について説明聴取を実施						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	21,240	10/10	21,240	往路航空券代 5/12 ANA1122 7:30徳島発→8:45羽田着		
		交通費	38,580		24,580	往路航空券代 5/12 ANA059 10:00羽田発→11:35新千歳着 ※普通席相当額を充当(差額14,000円は自己負担)		
		交通費	38,580		24,580	復路航空券代 5/14 ANA066 14:30新千歳発→16:05羽田着 ※普通席相当額を充当(差額14,000円は自己負担)		
		交通費	21,240	10/10	21,240	復路航空券代 5/14 ANA285 17:25羽田発→18:40徳島着		
		宿泊費	34,040	10/10	34,040	5/12・5/13宿泊費 ホテルエミオン札幌		
	合計	153,680		125,680				

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)				会派使用欄	
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である				経理責任者審査 	
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている					
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない					
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない					

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	125,680 円
-----------	-----------

領収書

WEB a14a4add60-00000-145614-0-1100

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥59,820- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥59,820- (税込))

航空券番号	1010439001936011	1010439001936022
照会番号	FJTX0N	

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年05月11日(日)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-145614-0-1100

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (FJTX0N)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月12日(月)	ANA1122	徳島 - 東京(羽田)	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年05月11日(日)
2025年05月12日(月)	ANA059	東京(羽田) - 札幌(新千歳)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥38,580-	2025年05月11日(日)

合計金額
¥59,820-

領収書

WEB a14a4add60-00000-145833-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥38,580- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥38,580- (税込))

航空券番号 1010439003259011

照会番号 1JQK6H

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年05月11日(日)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-145833-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (1JQK6H)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月14日(水)	ANA066	札幌(新千歳) - 東京(羽田)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥38,580-	2025年05月11日(日)

合計金額
¥38,580-

領収書

WEB a14a4add60-00000-145911-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥21,240- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥21,240- (税込))

航空券番号 1010439003876013

照会番号 CJSNVW

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年05月11日(日)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-145911-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (CJSNVW)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月14日(水)	ANA285	東京(羽田) - 徳島	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年05月11日(日)

合計金額
¥21,240-

領 収 書

発行: No.2512738716
表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

10%対象

金額 ￥34,040－(税込・サ込) 内 消費税額 ￥3,094
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 OKLKJN8G

ご利用施設 ホテルエミオン札幌
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年5月12日より 2泊

決済日 2025年5月7日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512738716
表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年5月12日(月)	OKLKJN8G	ホテルエミオン札幌	1	1	2

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	5

①	年月日・時間	令和7年5月21日(水)18:45～22:10						
②	場所	関東学院大学 横浜・関内キャンパス(神奈川県横浜市中区)						
③	相手方	関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員						
④	参加者	仁木啓人						
⑤	目的・内容	大学院春学期 合同論文指導Ⅲに出席						
⑥	政務活動以外の活動 (議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	5月22日(木)は、政党活動があったため、復路航空券代は政務活動費から支出しない。						
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		交通費	21,240	10/10	21,240	往路航空券代 5/21 ANA284 15:25徳島発→16:45羽田着		
		宿泊費	35,129	10/10	35,129	5/21宿泊費 YOTEL TOKYO GINZA		
		小計	56,369		56,369			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

WEB a14a4add60-00000-153642-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額	¥21,240- (税込) クレジット支払い (消費税10%対象 ¥21,240- (税込))
----	---

航空券番号	1010440394811013
照会番号	PJSCJG

但し	運賃および税金・料金等
----	-------------

航空券発行日	2025年05月21日(水)
--------	----------------

上記、正に領収いたしました。



全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-153642-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (PJSCJG)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月21日(水)	ANA284	徳島 - 東京(羽田)	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年05月21日(水)

合計金額
¥21,240-



INFORMATION INVOICE

Yoshihito Niki
徳島県阿南市長生町
Japan

部屋番号 1104
チェックイン 05-21-25
チェックアウト 05-22-25
人数 1
確認番号 547019937
フォリオ (宿泊明細書) 番号
請求書番号
キャッシャー番号 315
カスタム参照 :

日付	説明	料金	クレジット
05-21-25			33,129
05-21-25	Room Charge	35,129	
合計料金		35,129	
合計クレジット			33,129
差額			2,000

正味金額	28,702	JPY
Rooms - Service Charge	2,870	JPY
Rooms - 10% Consumption Tax	3,157	JPY
Rooms Accomodation Tax	400	JPY

私はこのアカウントの支払いに個人的に責任を負うことに同意し、記載されている人物、会社または団体が妥当な期間内に決済しない場合は、私の支払い責任をかかえる人物、会社または団体と連帯して負うことに同意します。

Ginza Hotel Operations T/A YOTEL Tokyo Ginza
1-7-7 Shimbashi, Minato-ku, Tokyo
Company Tax Registration No: T5010403032931
Tel: +81 03 6274 6301 | www.yotel.com
Bank ; Mitsui Sumitomo Bank
Account Name; Ginza Hotel Operations Godogaisha
Branch Number ; 200
Account Number ; 5777237

活動報告書兼領収書等添付票

項目		調査研究費						
整理番号		6						

①	年月日・時間	令和7年5月27日(火)10:30~10:45						
②	場所	防衛省(東京都新宿区)						
③	相手方	防衛副大臣 本田太郎 氏						
④	参加者	仁木啓人、嘉見博之、沢本勝彦 他						
⑤	目的・内容	陸上自衛隊徳島駐屯地の機能強化について、防衛省に要望活動を実施						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	21,240	10/10	21,240	往路航空券代 5/26 JAL456 12:15徳島発→13:30羽田着		
		交通費	21,240	10/10	21,240	復路航空券代 5/27 ANA283 13:30羽田発→14:45徳島着		
		宿泊費	17,880	10/10	17,880	5/26宿泊費 ダイワロイネットホテル新橋		
		合計	60,360		60,360			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)				会派使用欄	
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である				経理責任者審査 	
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている					
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない					
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない					

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



Web bc39b7dc99a461bc9273f476f07fe468
2025年10月01日 15:44発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

仁木 啓人 様

金額 21,240円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312225609351

航空券/料金券発行日

2025年5月26日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ニキ ヨシヒト 様

2025年5月26日 (月)

運賃：株主割引

12:15 徳島

クラス：普通席

21,240 円

○ 13:30 東京 (羽田)

便名：JAL456

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 21,240円

領収書

WEB a14a4add60-00000-154522-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥21,240- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥21,240- (税込))

航空券番号 1010441012021011

照会番号 LJT07R

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年05月27日(火)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-154522-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (LJT07R)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年05月27日(火)	ANA283	東京(羽田) - 徳島	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年05月27日(火)

合計金額
¥21,240-

領 収 書

発行: No.2512738778
表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

10% 対象

金額 ￥17,880－(税込・サ込) 内 消費税額 ￥1,625
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 OMLV9MAT

ご利用施設 ダイワロイネットホテル新橋
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年5月26日より 1泊

決済日 2025年5月26日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512738778
表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年5月26日(月)	OMLV9MAT	ダイワロイネットホテル新橋	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	7

①	年月日・時間	令和7年7月23日(水)18:45～22:10						
②	場所	関東学院大学 横浜・関内キャンパス(神奈川県横浜市中区)						
③	相手方	関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員						
④	参加者	仁木啓人						
⑤	目的・内容	大学院春学期 合同論文指導Ⅲに出席						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		交通費	29,400		22,400	往路航空券代 7/23 ANA284 15:25徳島発→16:45羽田着 ※普通席相当額を充当（差額7,000円は自己負担）		
		宿泊費	19,350	10/10	19,350	7/23宿泊費 ホテルメトロポリタン川崎		
		小計	48,750		41,750			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	41,750 円
-----------	----------

領収書

WEB a14a4add60-00000-161628-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥29,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥29,400- (税込))

航空券番号 1010447946566015

照会番号 RK52ZS

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年07月23日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a14a4add60-00000-161628-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (RK52ZS)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年07月23日(水)	ANA284	徳島 - 東京(羽田)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥29,400-	2025年07月23日(水)

合計金額
¥29,400-

領 収 書

発行: No.2512739226
表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

10% 対象

金額 ￥19,350－(税込・サ込) 内 消費税額 ￥1,759
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0RLL573T

ご利用施設 ホテルメトロポリタン 川崎
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年7月23日より 1泊

決済日 2025年7月23日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512739226
表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年7月23日(水)	0RLL573T	ホテルメトロポリタン 川崎	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費						
整理番号	8						

①	年月日・時間	①令和7年8月6日(水)15:00~16:30 ②令和7年8月7日(木)11:00~12:00						
②	場所	①厚生労働省(東京都千代田区) ②衆議院第二議員会館(東京都千代田区)						
③	相手方	①厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課 課長補佐 岩瀬 怜 氏 他、財務省理財局総務課たばこ塩事業室 課長補佐 橋本 大輔 氏 他 ②衆議院議員 松原 仁 氏、政策秘書 関根 勉 氏						
④	参加者	①②に木啓人						
⑤	目的・内容	①電子たばこの法的位置づけについて説明聴取 ②海洋資源の安全保障について意見交換						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	22,395	10/10	22,395	往路航空券代 8/6 JAL454 8:55徳島発→10:10羽田着		
		交通費	46,100	10/10	46,100	復路航空券代 8/7 JAL461 15:40羽田発→16:50徳島着		
		宿泊費	17,525	10/10	17,525	8/6宿泊費 ドーミーインPREMIUM銀座		
		合計	86,020		86,020			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



JAPAN AIRLINES

Web ecdc41e45c135e6b91f05088681b1138
2025年10月01日 16:32発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

仁木 啓人 様

金額 22,395円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312231603603
航空券/料金券発行日	2025年8月6日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ニキ ヨシヒト 様

2025年8月6日 (水)

運賃：株主割引

08:55 徳島

クラス：普通席

22,395 円

10:10 東京 (羽田)

便名：JAL454

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 22,395円



Web d01c15c44e70c4325e8b91379adeafee
2025年10月01日 16:34発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

仁木 啓人 様

金額 46,100円 (税込み)

但し	運賃・料金として
航空券/料金券番号	1312228284111
航空券/料金券発行日	2025年8月7日
発行所	日本航空
備考	現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社
登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ニキ ヨシヒト 様

2025年8月7日 (木)

運賃：フレックス

15:40 東京 (羽田)

クラス：普通席

46,100 円

16:50 徳島

便名：JAL461

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 46,100円

領 収 書

発行: No.2512739476

表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛 名 仁 木 啓 人 様

金額 10%対象
¥17,525-(税込・サ込)内 消費税額 ¥1,593
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 0ULR6UWG

ご利用施設 天然温泉七宝の湯ドリーミンPREMIUM銀座
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年8月6日より 1泊

決済日 2025年8月6日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512739476

表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年8月6日(水)	0ULR6UWG	天然温泉七宝の湯ドリーミンPREMIUM銀座	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁 木 啓 人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	9

①	年月日・時間	令和7年9月26日(金)10:30~11:30						
②	場所	衆議院第二議員会館(東京都千代田区)						
③	相手方	総務省自治財政局財政課 理事官 青山泰司 氏						
④	参加者	仁木啓人						
⑤	目的・内容	100条委員会及び秘密会並びに自治体の契約及び守秘義務等について説明聴取						
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠	9月25日(木)は東京都において政党活動に参加し、東京都で宿泊。翌9月26日(金)に政務活動を実施したため、9月26日(金)の交通費のみ政務活動費を充当する。						
⑦	経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
		交通費	42,030	10/10	42,030	復路航空券代9/26 JAL461 15:40羽田発→16:50徳島着		
		合計	42,030		42,030			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



JAPAN AIRLINES

Web 60d16aeb84041e5b4162194d1028ebf0
2025年10月01日 17:07発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

仁木 啓人 様

金額 42,030円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312236012054

航空券/料金券発行日

2025年9月26日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ニキ ヨシヒト 様

2025年9月26日 (金)

運賃：フレックス

○ 15:40 東京 (羽田)

クラス：普通席

42,030 円

○ 16:50 徳島

便名：JAL461

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 42,030円

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	10

①	年月日・時間	令和7年7月18日、令和8年3月11日						
②	場所							
③	相手方	徳島県議会各種議員連盟						
④	参加者							
⑤	目的・内容	徳島県議会各議員連盟 令和7年度会費						
⑥	政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦	経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用記録簿
		会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費		
		会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会観光振興議員連盟 会費返金		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費		
		会費	△ 2,000	10/10	△ 2,000	徳島県議会農業振興議員連盟 会費返金		
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費		
		会費	△ 3,000	10/10	△ 3,000	徳島県議会医療・福祉関係議員連盟 会費返金		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会防災対策議員連盟 会費		
		会費	4,000	10/10	4,000	徳島県議会教育を考える議員連盟 会費		
		会費	1,000	10/10	1,000	徳島県議会日台交流推進議員連盟 会費		
		会費	7,000	10/10	7,000	徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費		
		会費	△ 1,000	10/10	△ 1,000	徳島県議会林業木材振興議員連盟 会費返金		
		会費	5,000	10/10	5,000	徳島県議会防衛議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題早期解決促進議員連盟 会費		
		会費	3,000	10/10	3,000	徳島県議会水産振興議員連盟 会費		
		合計	30,000		30,000			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 5,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会観光振興議員連盟

徳島県議会
観光振興
議員連盟
領 収

返金証明書

令和8年3月11日

仁木 啓人 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会観光振興議員連盟

徳島県議会
観光振興
議員連盟
返 金

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会農業振興議員連盟

徳島県議会
農業振興
議員連盟
領 収

返金証明書

令和8年3月11日

仁木 啓人 様

¥ 2,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会農業振興議員連盟

徳島県議会
農業振興
議員連盟
返 金

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟

徳島県議会
医療・福祉関係
議員連盟
領 収

返金証明書

令和8年3月11日

仁木 啓人 様

¥ 3,000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会医療・福祉関係議員連盟

徳島県議会
医療・福祉関係
議員連盟
返 金

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 3,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会防災対策議員連盟

徳島県議会
防災対策
議員連盟
領 収

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 4,000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会教育を考える議員連盟

徳島県議会
教育を考える
議員連盟
領 収

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 1, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

領 収

徳島県議会日台交流推進議員連盟

日台交流推進
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 5, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

徳島県議会防衛議員連盟

領 収

防衛
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 7, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

領 収

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

林業木材業振興
議員連盟

返金証明証

令和8年3月11日

仁木 啓人 様

¥ 1, 000-

令和7年度会費のうち、上記金額を返金しました。

徳島県議会

徳島県議会林業木材業振興議員連盟

返 金

林業木材業振興
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 3, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

領 収

徳島県議会北朝鮮日本人拉致問題
早期解決促進議員連盟

北朝鮮日本人拉致
問題早期解決促進
議員連盟

領 収 証

令和7年7月18日

仁木 啓人 様

¥ 3, 000-

令和7年度会費として、上記の金額を領収しました。

徳島県議会

徳島県議会水産振興議員連盟

領 収

水産振興
議員連盟

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	11

① 年月日・時間	2025年度秋学期 令和7年9月25日(木)～令和8年3月31日(火)						
② 場所	関東学院大学 横浜・関内キャンパス(神奈川県横浜市中区)他						
③ 相手方	関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員他						
④ 参加者	仁木 啓人						
⑤ 目的・内容	【目的】 法学研究科地方創生専攻において、地方自治を取り巻く課題や法的諸問題、地方創生に係る政策等について学び、研究し、政策立案や法務に関する高度な専門知識を身につけ、それを県政に還元することにより、県政の充実・発展に役立てる。 【内容】 卒業必要単位30単位中、今期5単位取得 ・地方自治法特殊講義(2単位)、合同論文指導Ⅳ(2単位)、行政学専門応用(演習)2(1単位)						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	授業料	285,500	10/10	285,500	2025年度秋学期授業料		
	合計	285,500		285,500	/		

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☐ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式 1 ～ 1 1）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A 4 用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

振込金領収書
(秋学期)

依頼日	7 年 10 月 27 日
金 額	¥285,500
学籍番号	XXXXXXXXXX
依頼人	仁木 啓人
受取人	(学) 関東学院

銀行できりはなして下さい

上記の金額正に領収しました。

手書 285,500円



(本人保管)

活動報告書兼領収書等添付票

項目	調査研究費
整理番号	12

① 年月日・時間	令和7年11月19日(火)18:45~22:10						
② 場所	関東学院大学 横浜・関内キャンパス(神奈川県横浜市中区)						
③ 相手方	関東学院大学大学院法学研究科地域創生専攻 教員						
④ 参加者	仁木啓人						
⑤ 目的・内容	大学院秋学期 合同論文指導Ⅳに出席						
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿
	交通費	21,240	10/10	21,240	往路航空券代11/19 ANA284 徳島15:30-羽田16:55		
	交通費	21,240	10/10	21,240	復路航空券代11/20 ANA283 羽田13:30-徳島14:45		
					※宿泊費は自己負担		
	合計	42,480		42,480			

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領収書

WEB b95772369b-00000-150255-0-1000

表示日 2025年12月12日(金)

仁木啓人

様

金額 ¥21,240- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥21,240- (税込))

航空券番号 1010461649383012

照会番号 CKQNLQ

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年11月19日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB b95772369b-00000-150255-0-1000

表示日 2025年12月12日(金)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (CKQNLQ)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年11月19日(水)	ANA284	徳島 - 東京(羽田)	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年11月19日(水)

合計金額
¥21,240-

領収書

WEB b95772369b-00000-150405-0-1000

表示日 2025年12月12日(金)

仁木啓人

様

金額 ¥21,240- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥21,240- (税込))

航空券番号 1010461731699011

照会番号 LKMDJ2

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年11月19日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB b95772369b-00000-150405-0-1000

表示日 2025年12月12日(金)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (LKMDJ2)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年11月20日(木)	ANA283	東京(羽田) - 徳島	普通席	株主優待割引	¥21,240-	2025年11月19日(水)
合計金額					¥21,240-	

活動報告書兼領収書等添付票

項目	研修費
整理番号	1

① 年月日・時間	令和7年12月22日(月)																																																	
② 場所	関東学院大学 関内キャンパス テンネー記念ホール(神奈川県横浜市中区)																																																	
③ 相手方	※議員が主催する研修会の場合は、講師名を記載 関東学院大学主催																																																	
④ 参加者	※議員が主催する研修会の場合は、参加人数を記載 仁木 啓人																																																	
⑤ 目的・内容	第9回地域創生実践シンポジウム2025 議員提案条例を考える～地方議会活性化に向けて～に参加し、議員提案条例はどうつくるべきか学んだ。 【内容】 ・自治立法権と議会の立法機能 ・議員立法の効果 ・議員提案条例をつくるにあたって注意すべきこと																																																	
⑥ 政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠																																																		
⑦ 経費	<table><tr><th>費目</th><th>領収書金額(円)</th><th>按分率(/)</th><th>充当金額(円)</th><th>支払の内容</th><th>支払証明書</th><th>自動車使用記録簿</th></tr><tr><td>交通費</td><td>29,400</td><td></td><td>22,400</td><td>往路航空券代12/22 ANA284徳島15:30-羽田16:55/※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)</td><td></td><td></td></tr><tr><td>交通費</td><td>22,400</td><td>10/10</td><td>22,400</td><td>復路航空券代12/23 ANA283羽田13:30-徳島14:45</td><td></td><td></td></tr><tr><td>宿泊費</td><td>31,450</td><td>10/10</td><td>31,450</td><td>12/22宿泊費 アパホテル&リゾート(横浜ベイタワー)</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>83,250</td><td></td><td>76,250</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿	交通費	29,400		22,400	往路航空券代12/22 ANA284徳島15:30-羽田16:55/※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)			交通費	22,400	10/10	22,400	復路航空券代12/23 ANA283羽田13:30-徳島14:45			宿泊費	31,450	10/10	31,450	12/22宿泊費 アパホテル&リゾート(横浜ベイタワー)																	合計	83,250		76,250			
費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿																																												
交通費	29,400		22,400	往路航空券代12/22 ANA284徳島15:30-羽田16:55/※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)																																														
交通費	22,400	10/10	22,400	復路航空券代12/23 ANA283羽田13:30-徳島14:45																																														
宿泊費	31,450	10/10	31,450	12/22宿泊費 アパホテル&リゾート(横浜ベイタワー)																																														
合計	83,250		76,250																																															

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☐ 議員が主催する研修の場合、参加者等に対してお茶及びお茶うけを超える飲食(公職選挙法の制限を超える飲食)の提供はない	
☒ 充当に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	76,250 円
-----------	----------

領収書

WEB 3d40622b5d-00000-162336-0-1000

表示日 2026年01月31日(土)

仁木 啓人

様

金額 ¥29,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥29,400- (税込))

航空券番号 1010464972586016

照会番号 JKPS13

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年12月22日(月)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 3d40622b5d-00000-162336-0-1000

表示日 2026年01月31日(土)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (JKPS13)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年12月22日(月)	ANA284	徳島 - 東京(羽田)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥29,400-	2025年12月22日(月)
合計金額					¥29,400-	

領収書

WEB 3d40622b5d-00000-162543-0-1000

表示日 2026年01月31日(土)

仁木 啓人

様

金額 ¥22,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥22,400- (税込))

航空券番号 1010465051145012
照会番号 VKXMJN

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年12月23日(火)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB 3d40622b5d-00000-162543-0-1000

表示日 2026年01月31日(土)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (VKXMJN)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年12月23日(火) /	ANA283 /	東京(羽田) - 徳島 /	普通席	株主優待割引	¥22,400-	2025年12月23日(火)
					合計金額	¥22,400-

領収書

発行: No.2613537232

表示日: 2026年1月31日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

金額 10%対象
¥31,450-(税込・サ込)内 消費税額 ¥2,859
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

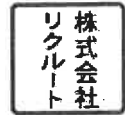
予約番号 0VM9RJF1

ご利用施設 アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年12月22日より 1泊

決済日 2025年12月22日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2 Grantウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご利用明細書

発行: No.2613537232

表示日: 2026年1月31日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年12月22日(月)	0VM9RJF1	アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費						
整理番号	1						

① 年月日・時間	令和7年8月21日(木)①11:00～12:00 ②15:00～17:00 令和7年8月22日(金)③13:00～14:00						
② 場所	①東京プリンスホテル【東京都港区】 ②東京ビッグサイト【東京都江東区】 ③イイノホール&カンファレンスセンター【東京都千代田区】						
③ 相手方	①四国新幹線整備促進期成会会長 他 ②ジャパン・インターナショナル・シーフードショー 徳島県ブース関係者等 ③国土交通省、西日本高速道路(株) 他						
④ 参加者	①嘉見博之、岡本富治、眞貝浩司、山西国朗、原徹臣、福山博史、須見一仁、岡田理絵、井村保裕、木下賢功、沢本勝彦、古野司、平山尚道、仁木啓人、浪越憲一、近藤諭、岸本淳志、古川広志、岡田晋、川真田琢巳 ②仁木啓人 ③嘉見博之、岡本富治、重清桂之、眞貝浩司、山西国朗、原徹臣、福山博史、須見一仁、岡田理絵、井村保裕、木下賢功、沢本勝彦、古野司、平山尚道、井川龍二、立川了大、井下泰憲、寺井正通、北島一人、仁木啓人、庄野昌彦、浪越憲一、近藤諭、岸本淳志、古川広志、梶原一哉、扶川敦、岡田晋、川真田琢巳						
⑤ 目的・内容	①四国新幹線の早期実現に関して、国への要望事項を決議する、四国新幹線整備促進期成会東京大会に出席した。 ②日本各地の地域食材や世界各国の水産原料等が出展する国際水産見本市に参加し、徳島県ブース等を視察した。 ③徳島県内の関係者と一致団結し、高規格道路等の整備促進を協力に進めていくため、決起大会に出席し、国等への要望を行った。						
⑥ 政務活動以外の活動（議会・後援会・政党活動等）が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠							
⑦ 経費	費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	支払 証明書	自動車 使用 記録簿
	交通費	24,375	10/10	24,375	往路航空券代 8/20 JAL484 高松17:20→羽田18:50		
	交通費	22,400	10/10	22,400	復路航空券代 8/21 ANA537 羽田17:25→高松18:40		
	宿泊費	44,000	10/10	44,000	8/20・8/21宿泊費 (サ' ロイヤルパ' ーナル 71ニコ'東京汐留)		
	合計	90,775		90,775			

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☐ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等（例：酒類が提供される会合への参加費）は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---



JAPAN AIRLINES

Web dbd1895acd02d1582fc94a2ef764682c
2025年10月01日 16:37発行

領収書

下記の金額正に領収いたしました。

仁木 啓人 様

金額 24,375円 (税込み)

但し

運賃・料金として

航空券/料金券番号

1312232727693

航空券/料金券発行日

2025年8月20日

発行所

日本航空

備考

現金・クレジットカード・その他のお支払い分を含みます

消費税率：10%

この領収書は電子で発行しました。

日本航空株式会社

登録番号 T7010701007666

ご利用旅程・運賃・料金明細

ニキ ヨシヒト 様

2025年8月20日 (水)

運賃：株主割引

○ 17:20 高松

クラス：クラスJ

24,375 円

↓

便名：JAL484

○ 18:50 東京 (羽田)

※ご搭乗済みの区間は表示されていない場合がございます。

合計金額 24,375円

領収書

WEB a846185e62-00000-164108-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥22,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥22,400- (税込))

航空券番号 1010451166082013

照会番号 JK56S4

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年08月22日(金)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a846185e62-00000-164108-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (JK56S4)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月22日(金)	ANA537	東京(羽田) - 高松	普通席	株主優待割引	¥22,400-	2025年08月22日(金)

合計金額
¥22,400-

領 収 書

発行: No.2512739534
表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

10% 対象

金額 ￥44,000－(税込・サ込) 内 消費税額 ￥4,000
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

予約番号 00M23QMR

ご利用施設 ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年8月20日より 2泊

決済日 2025年8月20日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社
リクルート

株式会社 リクルート

〒100-6540

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512739534
表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年8月20日(水)	00M23QMR	ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留	1	1	2

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	要請陳情等活動費
整理番号	2

①	年月日・時間	令和7年8月28日(木)①10:00～11:00 ②11:15～12:00																																																															
②	場所	①②衆議院第二議員会館(東京都千代田区)																																																															
③	相手方	①農林水産省農林振興局整備部農地資源課 課長補佐 平山 稔真 氏、農林水産省農林振興局整備部地域整備課 課長補佐 北川 陽介 氏 ②衆議院議員 仁木博文																																																															
④	参加者	①②仁木啓人																																																															
⑤	目的・内容	①長池中央園場整備に伴う新設橋梁の追加計画を図るための可能性について説明聴取 ②長池中央園場整備に伴う新設橋梁の追加計画についての要望																																																															
⑥	政務活動以外の活動(議会・後援会・政党活動等)が含まれている場合はその内容及び按分率の根拠																																																																
⑦	経費	<table> <thead> <tr> <th>費目</th><th>領収書金額(円)</th><th>按分率(/)</th><th>充当金額(円)</th><th>支払の内容</th><th>支払証明書</th><th>自動車使用記録簿</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費</td><td>29,400</td><td></td><td>22,400</td><td>往路航空券代 8/27 ANA284 15:25徳島発→16:45羽田着 ※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>交通費</td><td>22,400</td><td>10/10</td><td>22,400</td><td>復路航空券代 8/28 ANA283 13:30羽田発→14:45徳島着</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>宿泊費</td><td>34,800</td><td>10/10</td><td>34,800</td><td>8/27宿泊費 ザ ロイヤルパークホテル アイコニック東京汐留</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>合計</td><td>86,600</td><td></td><td>79,600</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿	交通費	29,400		22,400	往路航空券代 8/27 ANA284 15:25徳島発→16:45羽田着 ※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)			交通費	22,400	10/10	22,400	復路航空券代 8/28 ANA283 13:30羽田発→14:45徳島着			宿泊費	34,800	10/10	34,800	8/27宿泊費 ザ ロイヤルパークホテル アイコニック東京汐留																															合計	86,600		79,600			
費目	領収書金額(円)	按分率(/)	充当金額(円)	支払の内容	支払証明書	自動車使用記録簿																																																											
交通費	29,400		22,400	往路航空券代 8/27 ANA284 15:25徳島発→16:45羽田着 ※普通席相当額を充当(差額7,000円は自己負担)																																																													
交通費	22,400	10/10	22,400	復路航空券代 8/28 ANA283 13:30羽田発→14:45徳島着																																																													
宿泊費	34,800	10/10	34,800	8/27宿泊費 ザ ロイヤルパークホテル アイコニック東京汐留																																																													
合計	86,600		79,600																																																														

議員本人による確認欄(次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準(条例第2条第1項)に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績等に応じた按分がされている	
☒ 充実に適さない会費等(例:酒類が提供される会合への参加費)は含まれていない	
☒ 費用弁償が支給される公務日との重複はない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	79,600 円
-----------	----------

領収書

WEB a846185e62-00000-164518-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥29,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥29,400- (税込))

航空券番号 1010451764739012

照会番号 TK84SY

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年08月27日(水)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.
登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a846185e62-00000-164518-0-1000
表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (TK84SY)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月27日(水)	ANA284	徳島 - 東京(羽田)	プレミアム クラス	プレミアム株主優待 割引	¥29,400-	2025年08月27日(水)

合計金額
¥29,400-

領収書

WEB a846185e62-00000-164750-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

仁木 啓人

様

金額 ¥22,400- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥22,400- (税込))

航空券番号 1010451912240013

照会番号 9KC9GJ

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2025年08月28日(木)

上記、正に領収いたしました。

ANA | A STAR ALLIANCE MEMBER

全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co.,Ltd.

登録番号: T1010401099027

航空券明細

WEB a846185e62-00000-164750-0-1000

表示日 2025年10月01日(水)

ご搭乗者名/照会番号

ニキ ヨシヒト様 (9KC9GJ)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額等(税込)	運賃適用基準日
2025年08月28日(木)	ANA283	東京(羽田) - 徳島	普通席	株主優待割引	¥22,400-	2025年08月28日(木)

合計金額

¥22,400-

領 収 書

発行: No.2512739645
表示日: 2025年10月1日

下記、宿泊施設を代理して正に領収いたしました。

宛名 仁木 啓人 様

10% 対象

金額 ￥34,800—(税込・サ込) 内 消費税額 ￥3,163
※但し、宿泊代金として(クレジットカード決済)

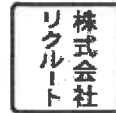
予約番号 00MNV38E

ご利用施設 ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留
(じゃらんnet)

宿泊日 2025年8月27日より 1泊

決済日 2025年8月27日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。
※発行後に予約変更、キャンセルされた場合、本領収書は無効になります。



株式会社 リクルート
〒100-6640
東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー
登録番号: T5010001149426

ご 利 用 明 細 書

発行: No.2512739645
表示日: 2025年10月1日

宿泊内容

宿泊日	予約番号	施設名	人数	室数	泊数
2025年8月27日(水)	00MNV38E	ザ ロイヤルパークホテル アイコニック 東京汐留	1	1	1

宿泊代表者氏名

仁木 啓人 様

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料作成費
整理番号	1

①	使用目的・ 内容・数量						
	※使用した会議 名、資料名等を 記載すること	使用目的 内容	県政報告書に掲載する議事録要約 別添要約書のとおり				
② 経費		費目	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	支払の内容	印刷 成果 物
		事務費	594,000	10/10	594,000	議事録要約代	
		合計	594,000		594,000		

議員本人による確認欄（次の事項に間違いがなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☑ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☑ 政務活動以外の活動が含まれている場合、活動実績に応じた按分等がされている	
☑ 印刷費を計上している場合は、成果物（現物）が添付されている	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式1～11）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、A4用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

仁木啓人 様

領収書

領収書番号	170
発行日	2026/03/16



WARSS BRAIN Inc

株式会社ワーズブレン

〒770-0855
徳島県徳島市新蔵町2-31

Tel: 088-653-0533

Fax: 088-653-3636

登録番号 T7480001002668



合計金額	¥ 594,000
------	-----------

上記正に領収いたしました。

項目	数量	単価	金額
議事録 要約	1	540,000	540,000
		小計	540,000
		消費税 (10%)	54,000
		合計金額	594,000

スギ花粉症対策の植樹は、スギだけでなく、広葉樹なども考慮すべき

(仁木県議質問) 私からは、新世代種苗生産推進事業が上程されるまでの経緯を教えてください。

(答弁) 新世代種苗生産推進事業の概要ですが、スギの花粉症は、国民の4割が罹患しており、社会的、経済的にも大きな影響を及ぼしています。林野庁は、発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林を10年後に約2割減少、将来的には、約30年後に半減を目標として、スギ苗木量に占める花粉の少ないスギ苗木の割合を、令和15年度までに現在の2割から9割へ拡大を目指しております。

県も、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画において、従来のスギと比較し、より成長に優れ、かつ花粉量がおおむね半分以下の品種(エリートツリー)の苗木割合を、令和11年度までに80%とすることとしています。

本事業は、本県の目標達成及び林野庁の目標に追従するため、県施設にお

いて、エリートツリーの生産拡大に向けて、採種圃の造成・機能向上、管理に取り組みための事業です。(須恵林業振興課長)

(仁木県議質問) 花粉の経済的損失は、全国で2千500億円といわれており、この取組は非常に重要だと思いますが、スギでエリートツリーを作る方針ということでしょうか。その他、針葉樹から広葉樹への転換等があるのか教えてください。

(答弁) エリートツリーの植栽ですが、森林を伐採した後、山の奥地とかであれば広葉樹等の植栽等があり、今後、経済的な実入りが見込める場所、林道沿いなどについては、少花粉苗、エリートツリーを植えて、経済林として将来につないでいけたらと考えております。(須恵林業振興課長)

(仁木県議感想) スギばかりではなく、柔軟な形で対応いただくのがベストだと思います。

米国関税措置に県内業者への影響を事前に察知し、対応すべき

(仁木県議質問) 最後に、米国の関税措置に係るアンケートの調査結果ですが、県内の農林水産事業者への事業者ということですが、20事業者が全部なのかと、アンケート方式、回答率等々も併せて教えてください。

(答弁) こちらは、令和5年度の農林水産輸出業者の中で、米国向けに輸出を行っている業者及び令和6年度から新たに行う、行ったという事業者にアンケートをし、全ての米国に関係している業者から回答を頂いております。

(平島農林水産政策課長)

(仁木県議質問) ということは、この事業者全てからアンケートを取った結果でよろしいですね。この回答なら、現状において影響はないという判断ですが、この主出品は木材が一番多いですね。今後想定されるのはどういうものがあるのか。影響が発生する木材関係について、どんな見立てなのか教えてください。

ください。

(答弁) 8割が木材関係となっております。これはアメリカの法律により、五つの品目については調査し270日後に決定したいということで、医薬品とか半導体とか五つの品目で調査が行われています。その中に木材も入っております。今のところ関税の対象外となっております。4月から270日後には新たに動きがあると思いますので、国の動向を見極めながら、融資又は輸出先の転換など、支援ができるものについては対応していきたいと考えております。(平島農林水産政策課長)

(仁木県議質問) 現状、影響はないとのことですが、その後に関税対象の状況変化を想定し、先取りして政策の協議は進めるべきだと思います。その他の2.1%の品目が教えてください。

(答弁) アンケートのその他の内訳でございませうけれども、花、精米、シイタケ、水産物となっております。(平島農林水産政策課長)

(仁木県議感想) 今の品目の中でいえば、一般的に売上の中で木材の輸出の割合がほかのより多いのではないかと思いますので、その点を想定し対応し

ていたきたいと申し上げて終わります。

宿泊や飲食部門が経営を
圧迫するなら、県食材のP
Rのみを実施する事業にす
るのも一案

(仁木県議質問) 県が3千万円の経費
を使うターnteーブルの目的は県産
食材を関東圏での販促PRと説明を
受けていましたから、ターnteーブル
がきっかけとなって県産食材等の取引
につながった売上額を提示していただ
いています。

そろそろ2期目が終わり契約更新の
時期となり、今後、契約を継続するの
かという議論は、今の経営状況も見て
判断するべきだと思います。令和6年
度の運営状況は増収だが減益で、これ
は物価上昇が一つの原因なのか、それ
とも販売費及び一般管理費の何の部
分なのか、状況を教えてください。

(答弁) ターnteーブルの収支は人件
費と光熱水費が高騰しており、それに
対応し、宿泊と飲食の値段を1割程度
上げております。宿泊は時期により単
価がばらつきますが、最低価格でいき
ますと、ドミトリが7千円から8千

500円、シングルが1万5千円から
1万7千円と値上げしています。これ
に応じて、宿泊はインバウンド需要も
上がり、お客様は増えており収益は上
がっていますが、飲食、特にランチのお
客様が大幅に500人以上減少して
おり、結果的にマイナスになっており
ます。(新居みどり戦略推進課販売・
物流支援室長)

(仁木県議感想) 伸び悩みが予想され
今後の見通しが立たないのであれば、
考え方を変え県産食材等の取引につ
ながった売上額が担保できればいいと
も言えます。例えば、3千万円を物販
ができる拠点、例えばホステルもない、
飲食物販もないところで何か物販し
てもらおうかなやり方もできると思い
ます。関東圏や首都圏に対しての食の
供給、県産品のPRの部分の事業を継
続すべきだと私も思いますから、その
点、内部でしっかりと契約に関する議
論を進めてもらいたいと思います。

欧州・欧米向けの食肉セン ター建設の推進を

(仁木県議質問) 欧州、欧米に向けて、
徳島県も輸出していますが、京都のと
畜場で、大体月2頭処理し、欧州、欧

米に輸出しています。現在、欧州、欧米
向けに輸出できる「と畜場」が、中四国
では全くない状況です。このような状
況で、中長期的に県が計画しているE
U、アメリカ向けの輸出計画を、今後
どのように進めるのか教えてください。
い。

(答弁) 委員お話しのとおり、現状、県
内には欧州、米国に向けての施設が存
在しないため、他府県の施設(と畜場)
を活用して輸出している状況です。そ
のため、短期的な対策として、輸出を
希望する県内生産者へのサポートとし
て、他府県の欧州、米国向けの食肉処
理施設の活用情報の提供や、輸出に関
する講習会の開催などを積極的に進
めてまいりたいと考えております。

中期的な対策は、県内での欧州、米国
向けの食肉処理施設の整備になって
くると思われますが、現在、徳島市立
食肉センターの再編整備と重なって
くると思われまます。まず、施設設置者の
徳島市を中心に、施設利用者や食肉
関連事業者など、事業者間において組
織運営体制について議論を重ねてい
ただき、当事者間での協議の場が設定
された際には、県として積極的に議論
に参加しまして、県内における徳島市
立食肉センターの再編整備に向けた

議論を進めてまいりたいと考えてお
ります。(福見畜産振興課長)

(仁木県議質問) 私は、長期的には、徳
島市が徳島市立食肉処理センターの
建て替えて進めるのが一番いいと思
います。県内でハラル用のと畜場の投
資効果額を見たら、おおよそ12億円
です。12億円の予算があれば、小さい規
模なら欧州、米国向けにできます。欧
州、米国について、県が推進し、進める
なら、今後の検討課題としてしっか
りと考えていただきたいと思いますが、
いかがでしょうか。

(答弁) 米国、欧州向けに牛肉を輸出
する際には、先ほどの委員のお話のと
おり、県内に認定処理施設が無い
ため、県外の食肉処理施設を経由して海
外に輸出することとなっております。
そのため、輸出する事業者は、県外の
食肉処理施設まで家畜を搬送する経
費に加え、県外の食肉処理施設にお
けるカッティング経費が重なることに
より、事業者が負担が掛かっています。
今後、米国、欧州向けの輸出拡大を図
るためには、県外食肉処理施設の活用
により、事業者の負担となっている経
費節減に対する対応が必要と考えて
おります。

このような状況を鑑み、県としまして
は、これまでの輸出に伴う生産振興や
ブランド力強化、プロモーション活動に
加え、輸出による県外の食肉処理施設
活用に伴う課題についても、他県の都
道府県の状況も調査しながら情報収
集に努めるとともに、県内の生産者が
輸出しやすい仕組みを構築してまい
りたいと考えております。(福見畜産
振興課長)

(仁木県議感想) 是非とも御検討をお
願いしたいと述べさせていただきました。
先ほど岡田委員がおっしゃっていた漁
業権の関係、私も過去から気になって
おります。漁業権を一回無くしたら、
ほとんどの場合漁業権復活はない。こ
れが無効地帯になってもいいのとか、
私はその感覚もあります。だからこそ、
しっかりといろんな多局面から考えて
いただきたいということも含めて申し
上げて、私の質問を終わらせていただ
きます。

とくしまマラソン予算増額の評価基準を明確に！

(仁木県議質問)今、とくしまマラソン支援事業で、委託の予算として3千500万円出てきていますが、変わりがなく実行委員会方式で実施されるのですね。その中で事務の委託ということは、県が直接委託するのではないという認識でよろしいですか。

(答弁)委託は、実行委員会から委託に出し、県からは実行委員会に負担金という形で出すようになっております。(松本スポーツ振興課交流拡大室長)

(仁木県議質問)事業費の内訳品目でも負担金となっており、良いと思えます。一方で入札の際の、プロポーザルの際の仕様書の中身をここでも議論するべきですが、前段で、委託を企画しているのは実行委員会だと思えます。実行委員会の中ではどういう話になり、予算要求に至ったか教えていただけますか。

(答弁)6月2日に開催しました実行委員会にて、今回の負担金の増額は

民間ノウハウの活用と職員の負担軽減というところでお認めいただいています。事務局の負担が非常に大きいということは、実行委員会の中でも認識いただいているところかと思えますので、そこに関してどこからかという話でありまして、事務局からそういう御提案をさせていただいております。(松本スポーツ振興課交流拡大室長)

(仁木県議質問)先ほどの答弁で、お認めいただいているという話なので、多分事務局から提案し、実行委員会でお認めいただいているという話だと思います。

事務局は県が担っているんですよ。結局、この部分は県の職員の負担軽減減というのが一番大きい目的なのかどうか確認させていただけますか。

(答弁)この件につきましては、職員の負担軽減も、一つ大きい目的でございます。もう一つ、民間のノウハウを入れて、皆さんに選んでいただけたらとくしまマラソンにしたいという、この二つの大きな目的を持って、今回6月補正にお願いさせていただいております。

(松本スポーツ振興課交流拡大室長)

(仁木県議質問)私は職員の負担軽減が大きな目的だと思いますよ。民間のノウハウって一体何なのか。僕は民間のノウハウが全く分らないので、そこだけ教えてもらえませんか。

(答弁)現在、とくしまマラソンの開催準備運営業務につきまして、大会公式ホームページ、SNSの更新や各種問合せ対応などは、事務局が直営でやっております。そのほかにも、企画の立案や参加者募集、記念品の製作、広報、コース設備の設置、物品の運搬など、多様な業務を個別に発注しているところがございます。一方、民間事業者は、周知広報やランナーサービス、運営マニュアルの作成などにおいて、ほかの大会の運営経験等もございますので、最新の知見やノウハウを持っていると考えております。今回、委託させていただくことで、企画の段階から事業者と事務局が連携してお互いの持つノウハウを出し合うことにより、大会の魅力度アップやランナー満足度の向上につながるかと考えております。(松本スポーツ振興課交流拡大室長)

(仁木県議質問)今回の場合において、増額分をどのような評価指標とし、最終的に何で評価されるのか教えてい

ただければと思います。

(答弁)今回、民間に委託することにより、最終的にはランナーの方のアンケートや評価によって、その部分は評価されると思っておりますが、そこに至るまでの参加者の数、あとランナーの方からの問合せの内容とか、そういうところでも評価は逐一できるのではないかと考えております。(松本スポーツ振興課交流拡大室長)

(仁木県議感想)まだまだ突っ込みたいところですが、ランナーが評価するだろうということなので、きちんと走って私も評価したいと思えます。

民間のノウハウの導入で満足度という話と職員の皆さんの負担軽減と、二つ立てているんだしたらどちらか何かしらの成果が出なかつたら、3千500万円増額した意味とは何ですかと問われたときに、しっかりとした評価基準をきちんと決めておいていただくほうがよろしいかと申し上げておきたいと思えます。

予算が増大するホール建設費用の実質県負担額を削減する工夫を

(仁木県議質問)ホールも予算ですが、工事費については162億円、設計費7.5億円ということで、横には調査モデルとして154億円をベースに書いているわけですか。どうなっているのかを教えてください。もう一点、実質県の負担額を教えてください。前のホールでは、実質負担額102億円でしたが、監場浜のホールにおいては、大体どれぐらいの経費を総額で見込んでいるのか。その自己負担額の部分を教えてください。ただければと思います。

(答弁)まず、5月9日から開始しております新ホール整備の公募型プロポーザルは、設計費が7.5億円、工事費162億円で金額をお示しさせていただいております。工事費162億円は、およそ1年前、調査結果としてモデルプランベースの金額として154億円を御説明させていただいております。それから約1年間の建設費の上昇を我々は参考にしております。あと、実質的な県負担につきまして、旧文化センター跡地での計画におきましても、従前施設の集約に伴うものや、その他補助金が見えるものを使っているながら、交付税措置も受けて、

100億円強という見込みでおりました。前回使っておりました国の補助金、またこの間に新たに使えるメニューが創出されていないかどうか、このあたりも含めて財源検討を進めていきたいところです。現在、具体的に工事費162億円のうち幾らが最終の県負担というところまでは申し上げられないんですが、前回同様、有利なものもしっかり使っていくという姿勢を進めてまいります。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 有利なものを使っていただけて、自己負担額を下げていただけたらいいです。まだ設計ができていないのであれば、柔軟に計画し、県民の総額、負担額が減ったらいいい僕は思っております。

徳島県立近代美術館購入の油彩画が「贋作(がんさく)」と断定された件

(仁木県議質問) 贋作について、どのようにしていくかを教えていただければと思います。

(答弁) 現在、贋作につきましては、これまでの経緯等を報告するという意味で徳島県立近代美術館1階で報告展示を行っているところです。報告展示については、経緯の説明ということ、いわゆる展覧ではない形をとっております。こちらについては、6月15日まで展示することとしております。

一旦、報告展示が終了いたしましたら、これまで委員会で報告等もしてまいりましたが、今回、贋作であったという結果も発表したところではあります。が、今後、こういったことがないようにということも踏まえまして、美術界全体の今後のためにも、贋作の科学調査も実施したいと考えております。です、一旦展示は終了しまして、今後はそちらの調査を進めていきたいと考えております。(石炉文化の森振興センター副所長)

(仁木県議質問) 報告展示という仕組みがあるのなら、展示はしていたほうがいいのではないかと。せかく六千幾らも使っているのだから、贋作も有効に利用されたほうがいいのではないかと述べさせていただきたいと思っております。

アリーナ整備に向けた調査・研究の資料が議会資料についていなかったのは、意図的なのか

(仁木県議質問) アリーナ整備に向けた調査・研究事業について議会に提出している資料は令和6年6月議会を出てきているカラー刷りの資料とホームページの資料が違います。議会を出ている資料の中には最後の2ページの需要の部分がありません。この中には、主な意見として、徳島県における各種アリーナ需要が書かれています。調査した23団体からのヒアリング結果は、全て「需要について、無い」という否定的な意見ばかり掲げられているのです。この「他県で、中四国でも同じような部分があるから、徳島県でどの程度の需要を取り込めるか懐疑的である」とか、5個のうち4つ全て需要を否定している。なぜこの資料を議会資料に付けてくれなかったのか教えてください。

(答弁) 私も今、その事実を初めて知ったところですので、詳細についてはしっかりと調べた上で、また御報告させていただきます。

いただきたいと思います。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議質問) 私、時間は残してあるので、これは屋から御答弁いただきたいと思っております。というのが、この否定的な意見がほぼ全てにも関わらず、なぜアリーナを造るのかという議論から始めなければいけないと思っております。こういう否定的な意見がほぼ全てなのにもかかわらず、アリーナが必要だという部分に至ったのかを教えてください。ければと思います。

新ホール建設とアリーナ建設で実質負担額は450億円 減少する基金と増大する費用を今後どうするのか

(仁木県議質問) 徳島県では、1千億円まで基金を貯めていたけれども、結局段々減っています。いわゆる地方財政需要の部分で国に返還しなければいけないお金が今後出てくるわけであって、大型建築物を建てるのはいいけど、実質負担額をどのようにしていくかを考えなければ、今後駄目になっ

てくる。そこで、新ホールの建設費用の見込み金額と、県の負担額を教えてください。あと、オロナミンC球場を改修した実績費用の県の負担額を教えてください。

(答弁) 今、藍場浜公園西エリアで設計・施工を担う事業者選定に向けた公募型プロポーザルを実施しており、工事費は162億円で、最終幾らが県負担になるかは、現時点で具体的な数字までは出ておりません。ただ、考え方としては、旧徳島市文化センター跡地での計画と同じように、例えば90%を対象にして50%の交付税措置のあるような事業債や、国の補助金などを、どんどん当てはめ県負担を縮減していく。そういう考えでおります。オロナミンC球場の改修費についての御質問を頂きましたが、現在、手元に資料がございませんで、先ほどのことと併せて、また後ほどお答えさせていただきます。と思います。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 今、聞いたのは、県の懐から出している負担額。この部分は県が貯金から出していくわけですが、基金残高が、これだけ残るのだったら広域行政として大丈夫という状況を考

えていかなければいけないフェーズに入っていると私は思いますから、その点はよろしくお願いしたいと思ひます。

観光客誘致にポケモンローカルActsの活用を積極的に進めるべき

(仁木県議質問)ポケモンローカルActsというのがあります。道や県ごとに選ばれた「推しポケモン」が、地域の魅力を国内外に発信するお手伝いをする活動(Acts)。地元の団体・企業との協力により、推しポケモンのデザインを施した乗り物の運行、お土産の発売などが次々に実現しています。例えば、香川県は、うどん県に掛け合わせてヤドンというポケモンのキャラクターを採用、認定。県がそのキャラクターを利用する分については、著作権とかがフリーになる。それで、ポケモンのファンが来県され観光需要にもなっているそうです。

徳島県においては、鳴門の渦潮と掛けたらニヨロモもいますし、委員長や私の地元の阿南に行ったら猫神さんが

いますので、ニヤースでもいいと思うんです。こういった形で、ポケモンローカルActsを利用していく時期ではないのかと思ひますけれども、その点、お聞かせいただいて一旦閉じます。

(答弁)当該事業は、徳島県のPRや観光誘客につながるから、過去においても、株式会社ポケモンに対し問合せ等を行っておりますが、残念ながら、現在は新規受付を一旦停止しています。こうした中、鳴門市におきまして、昨年1月に、ポケモンキャラクターのデザインがされた御当地名物のなると金時や鳴門ワカメなどを盛り込んだマンホールの蓋を鳴門市内の3か所に設置するなど、ポケモンとの連携事業も行われているところでございます。今後とも、ポケモンなど人気キャラクターと連携した観光誘客につきましては検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。(原観光企画課長)

(答弁)今、お話にあったオロナミンC球場の県の実質負担額でございますが、改築事業全体経費が98億9千万円です。そのうち、県負担額は3億4千

450万円です。

続きまして、もう1点、午前中に御質問を頂いたアリーナの調査研究事業についてですが、昨年の6月定例会の事前委員会において、調査研究事業が大体の形で取りまとまったことから、委員会に資料として提出しました。契約期間は6月末までございまして、8月に調査結果が最終終了し、8月には全てを付けた形で県のホームページで公表させていただいております。

委員の皆さんのお手元にもございまして、仁木委員には、徳島県における各種アリーナ需要という部分に否定的な意見が多いとおっしゃっていただいたと思ひます。こういった否定的な意見も含めた上で、様々なサウンディング調査をして、その結果が事前委員会でご説明させていただいた調査結果になっておりますので、メインの調査結果を作るためのサウンディング調査ということで、お示しさせていただいた時には、まだ取りまとめができていなかったということになります。(久次米スポーツ振興課長)

推進に否定的なアンケート結果を意図的に出さなかったのでは？

(仁木県議質問)

(資料配布)この仕様書の中の調査の部分について、令和6年5月31日までに県に成果物を納入することになるので、去年の6月の経済委員会には調査の結果は出ていたはずなんです。それにもかかわらず、この2枚分を付け無かったのは、意図的にやっているのではないかと受け取らざるを得ない部分があります。その点、意図的ではなかったのかということだけは問わせてください。

(答弁)決して意図的に出していなかったのではなく、その時は、まだこまごまの取りまとめができていなかったと聞いております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議質問)ただしその後、アンケート結果について議論しなかったのは、議会軽視と言われてもおかしくなっているんです。こういう否定的なのがあったのに、前に踏み出すということとは、まず我々県民の代表と議論することが必要ではないかと思ひますけど、どうですか。

(答弁)様々な御意見は頂戴した上で、先ほどの資料を取りまとめた形には

なります。例えば、載せていませんが、今、野外フェスなどは非常に夏場は暑くて、アリーナの需要が高まってくるのではないかと御意見も頂いております。またこの時点では、例えばどのような設備を付ける、機能がある等というのはお示しできていない状態です。ですので、頂いた様々な意見を基に、より良いアリーナにできれば、需要が無いと言われている部分でも、需要を持つてこられるのではないかとということで、アリーナの整備を進めていければと考えております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議感想)時間もあと9分ぐらいしかないので、控えたいと思ひます。だからこの部分に基づいて、所管の特別委員会においても、もう一回議論するべきだと指摘しておきたいと思ひます。

ホール100億円。アリーナ250億円、合計450億円。アリーナに特化した基金なり積立をするべき

(仁木県議質問) 県の実質負担額がオロナミンC球場は98億9千万円に対し約3億円の实質負担額、これはすいとい評価できるところだと思ひます。

新ホールについての実質負担は分らないという話ですけど、旧徳島市文化センター跡地の場合は198億円で実質負担は102億円。同様の数字を入れてみたら、新ホールの場合、78億円が実質負担額と想定できます。その上で、ホールが藍場浜公園西エリアに移ったときも含めていろんな経費も含めたら、大体100億円ぐらいと想定はできます。さらに、250億円から300億円を超えるアリーナを進めると合計450億円。発注後8年後までとなるわけです。この財源をどうやって作っていくのか。今後議論を進めなければならぬ。県の基金が1千億円あったのが、どんどん減っています。アリーナを進めるなら、決算剰余金の中からでも、アリーナに特化した基金なり積立をするべきだと思います。阿南で新庁舎を建てる時に、庁舎建設の基金を作ってから実施しました。だから、250億円とか300億円のような箱物はなかなか造れないと、今から指摘しておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

(答弁) 委員がおっしゃるとおり、例えば集約化できるものはさせていたたい、有利な起債を充当していくというの、さいますし、有利な国の交付金であったり、あとは、ふるさと納税なども含めて、財源的には県費負担を軽減する観点で取り組んでまいりたいと考えております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議感想) もう少しきちんと具体化し、進めていただかなければ、我々は心配です。基金残高が絶対減り建設コストは上がりますから。その点、最後に申し添えて、質問を閉じさせていただきます。と思ひます。

緊急輸送道路表示の看板を設置をするべき

(仁木県議質問) 緊急輸送道路の機能確保とあります。県道の主要幹線の緊急輸送道路という標示は見たことがない。県民に緊急輸送道路であることの周知はどのようにされているのかお聞かせください。

(答弁) 緊急輸送道路は、県が策定しております地域防災計画の中にも位置付けておりまして、その中で周知をさせていただいております。(抜田道路整備課長)

(仁木県議質問) 県民は防災計画を普段見ないです。県民に目に見える周知をすべき。我々は分かれます。でも、一般の人は分からない。発災時、緊急輸送道路をすぐに使えるようにするために、どうすればよいのかを周知するための協議をするべきだと思いますけれど、いかがですか。

(答弁) 県で設けております総合地図提供システムの中でも、防災・減災マップで、緊急輸送道路を見えるようにしておりますので、そういったところも広く周知を進めてまいりたいと思ひます。

ております。(抜田道路整備課長)

(仁木県議質問) マップは見ないです。でしたら緊急輸送道路が何なのか分かるような看板を付けたほうが早いんです。これは検討課題としてお願いしておきます。

100%充足とされる災害廃棄物の仮置き場を県としても確認を

(仁木県議質問) あと、仮置き場の充足率が令和10年は100%という計画なんですけれども、この充足率というのは、一次仮置き場と二次仮置き場も含めた計画の上での充足率なのか。という計画なのか教えてください。

(答弁) 災害廃棄物の発生量は、県全体で約2千万トン発生すると推計されておいて、県では各市町村のほうで最大廃棄物の仮置き場を用意いただいております。現在全ての市町村で充足はできておりませんが、およそ9割の仮置き場を準備いただけるような状況であると伺っております。(加藤環境指導課長)

(仁木県議質問) 先ほど申し上げたように、一次仮置き場で充足率が整っているのか、二次仮置き場だけしかない所で充足率が整っているか。例えば、一次仮置き場と二次仮置き場が必要な広範な自治体においては100%では足りない自治体もあるんです。そこら辺はどんな感じなのかというのを教えてください。聞知しているのか、していないのか、していないのであれば、すべきだと思いますが、いかがですか。

(答弁) 今、御指摘のように、エリアの広い所、あるいは山間部等で移動がなかなかできない所はあるかと思ひますが、詳細について今現在、調査ができておりませんので、改めて実態について把握に努めてまいりたいと思ひます。(加藤環境指導課長)

(仁木県議感想) 自治体によって一次仮置き場と二次仮置き場が必要な所があります。その部分はきちんと別に把握し、支援を考えていかなければいけないと思ひます。

災害拠点選定の条件に水
やトイレの設備要件を入れ
るべき

(仁木県議質問)防災災害拠点等の整
備調査事業ですが、これまで、食事を
重点的に保管してきましたが、水と排
せつの対策が必要だと思ふんです。調
査事業をする際に、どういう部分で、選
定をしているのか、教えていただけれ
ばと思います。

(答弁)正に、これから初動対応を行う
関係機関の皆様から、適切な面積等につ
いて御意見を伺った上で選定を進め
てまいりたいと考えております。(明星
防災対策推進課長)

(仁木県議質問)私が申し上げた面積
以外の要件を入れているのですか。入
れてないのなら入れるべき。どうなん
でしょうか。

(答弁)県のほうで想定しています。例
えば水であるとか電気、そういったも
のが必要でないかと考えておるところ
でございまして、そのあたりにつきま
しても、事業者からの意見を賜りたい
と考えております。(明星防災対策推

進課長)

(仁木県議感想)県内の避難所、指定
避難所を含めて、独自の給水設備や、
トイレ設備をどうするのか。そこら辺
も調べておいていただきたいです。防
災井戸がある所が、指定避難所の中
に何割あるのかも、きっちり調査して
おいていただきたい。

(仁木県議質問)上下水道施設の部
分で配水池で交付税措置分を除いた2
分の1というのは、交付税措置とい
うのは国からの部分を想定した交付税
措置でないのですか。でも一方で、こ
こには国からの支援対象外の配水池耐
震化とあるんですけれども、どうい
うことなのか教えてもらえますか。

(答弁)配水池は、全てが国からの補助
が受けられるわけでなく、今回の支援
制度は、国からの支援が受けられない
所を対象としています。それは一般会
計から水道会計の繰り出しにより、交
付税措置を除いた2分の1を支援す
ることとしております。急所箇所の配
水池であれば、国から3分の1の補助
が受けられるということになっており
ます。国からの補助は、交付金と補助

金のことを意味しております。(細岡
水環境整備課長)

合併浄化槽の設置推進補
助事業のさらなる推進を

(仁木県議質問)浄化槽の補助は、ど
うなっていますか。

(答弁)県からの支援につきましては、
単独浄化槽、くみ取り槽から合併浄
化槽への転換補助でして、新築につ
いては補助はしておりません。(細岡水
環境整備課長)

(仁木県議質問)県はしてないが、市町
村は、確か、新築においては合併浄化
槽に対する独自支援を実施していた
と記憶しています。阿南市での6万円
というのは、今、単独浄化槽がある所
で、それを合併浄化槽に変える時、そ
の金額だったと私は認識しています。
そうでなかったですか。

(答弁)阿南市の場合であれば、新築
する場合、6万6千円の補助を行って
おり、合併浄化槽へ転換する場合につ

きましては、5人槽であれば33万2千
円となっております。(細岡水環境整
備課長)

(仁木県議質問)転換が33万2千円
で、新築する場合は6万円ということ
ですね。ということは、阿南市でも30万
円を転換の時に受けられるという話
だから、そのうちの20万円を出して、
両方合わせて50万円の支援をするよ
うな話ですか。

(答弁)転換につきましては、個人と行
政が6対4で、個人に補助するのが33
万2千円ということ、これを県と
国、市町村でそれぞれが3分の1ずつ
負担することになっておりま
す。(細岡水環境整備課長)

(仁木県議感想)いずれにしても合併
浄化槽が必要になってくると思います
ので、こういった有効な補助をよろし
くお願いして終わります。

避難所におけるマンホール
トイレの設備拡充と生活用
水の確保を

(仁木県議質問)県内指定避難所にお
いて、防災井戸、また井戸の状況、そし
てトイレの状況をお教えいただけれ
ばと思います。

(答弁)発災直後はトイレそのものが
使用できないことを前提に、携帯トイ
レや簡易トイレの設置を進める必要
がございまして。避難所を開設する全
ての市町村において、携帯トイレや簡
易トイレを備蓄しております。一方、個々
の市町村の備蓄の内容や数量は、ばら
つきが見られます。このため、県では新
たな備蓄方針を策定することにして
おり、それぞれの避難所で大きな格差
が生じないよう、物資の標準化等を検
討するなど、携帯トイレをはじめ、市
町村における備蓄をしっかりと支援
してまいります。

避難所における飲料水以外の生活用
水の確保手段は、防災井戸や耐震性
貯水槽とか、学校のプール水や雨水、
河川水等をろ過する浄水器の整備な
ど、市町村においては、生活用水の確
保のために、このように複数の手段を
組み合わせる必要があるかと考えてお
ります。(唐渡防災対策推進課
被災者支援推進室長)

(仁木県議質問)2点目にお伺した

いのは、水の部分を複数の手段で対応することが必要という話ですが、現状を教えてください。

(答弁)現在、南海トラフ巨大地震対策の進捗状況を調査及び取りまとめ中で、取りまとめ次第、公表させていただきますと考えております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議質問)この全般調査はいつぐらいのめどになるのか教えてください。

(答弁)現在、県のほうで鋭意取りまとめをしており、速やかに公表したいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願います。(明星防災対策推進課長)

(仁木県議質問)質問の方向性を変えます。結局、私が一方的に言っていますけれど、その指定避難所に、今までは食料とか飲料水とかいう話がずっとあったわけですが、そういった水とトイレの部分というのが必要だという認識があるのか教えてください。

(答弁)仁木委員がおっしゃるとおり、

今までは飲料水がメインでございましたが、お風呂でありますとか洗濯等の生活用水を確保するのも非常に重要なことだと考えております。今後も避難所のQOLの向上に資するため、生活用水の確保に向けて、市町村と共に推進してまいりたいと考えております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議感想)公共の福祉の根幹は水と衛生管理と思うので、今後、数字が出た後に、我々も早く知りたいです。から、委員にはまた個別にでもお伝えいただければ有り難いですし、またそれを基に、早々に配備であるとか、支援の計画というのをしっかりと立てていただきたいと思います。ことは、申し添えたいと思います。

(仁木県議質問)それと一ついうならば最近、HUGという避難所運営カードゲームがあります。その中で被災直後、一番最初にするべきは、避難所で動線確保と、既存トイレの使用禁止です。徳島県は、県も自治体も合併浄化槽の普及率を上げています。合併浄化槽や浄化槽は、そのままその中に直接、排せつをすることができます。

いわゆるマンホールトイレです。簡易トイレより効率も衛生面も良い。だからマンホールトイレについての調査。生活用水用のプールは老朽化で廃止になり、貯水していないところが多いです。貯水しているプールの調査。この2点、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(答弁)マンホールトイレの現状でございますが、発災時のマンホールトイレの活用につきましては、下水道管でありますとか、浄化槽が被災していないということが前提にはなるのですが、市町村の備蓄状況で申しますと、昨年度、令和6年11月1日時点で、19市町村において290基が備蓄されております。

それともう1点、プールの水ですが、様々な利点もあれば、問題点もあろうかと思えます。その中で現在、市町村の各避難所等の状況については、現時点では数字を持ち合わせておりませんので、今後しっかりと確認調査、そして取組をさせていただきたいと考えております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議感想)それを調査して結果が出たら、この避難所、指定避難所に

はこれとこれがありますよと、可視化すべきだと思いますから、その点はお願ひしておきたいと思ひます。

三谷川の浸水対策と、農地浸水被害対策のさらなる進行を

(仁木県議質問)三谷川の浸水対策の現状と、今後どうしていくのか、一括して答弁いただければと思います。

それと、国土交通省における河川対策は、居住の家に水の被害がなければ、治水が果たされているということになって、住居区域以外の所で水害は国土交通省はあまり見ない傾向があります。

だからこそ、農業用治水が必要であることを申し上げてきております。進捗があるのであれば、その点もお聞かせください。

(答弁)三谷川の浸水対策は、これまで浸水被害を受けてきたことから、令和5年度から流域治水の考えの下、浸水被害軽減対策の検討をはじめ、令和6年度から阿南市との協議を開始しております。

2点目の農業用の治水ですが、現在、浸水被害の軽減対策につきまして、地元の方との勉強会を進めている最中です。一つは上流域で水をためる田んぼダムについて検討しております。(香川河川整備課長)

(仁木県議感想)三谷川の問題については、過去から、今の岩佐市長が県議だったころからずっと問題になっていましたし、それに改修工事に積極的ではなかったという状況もあって、地元からしたら、ずっと待っているわけで、改修についても積極的にしてもらわなければいけないと思いますので、引き続きよろしく願ひいたします。

最後に特に、水が出たとき、河口部は大変。前にも、樋門の閉め忘れとか、流木が入ってきて、漁師の方々が困った時期もあったり、それに対する撤去の予算も付けてもらったりしました。忙しいと思いますが、今一度、横の連携と国土交通省等との連携も取っていただいて、今回の夏を乗り切っていたきたいと思います。

トランプ関税の影響を受け

る県内企業に早急に支援を

(仁木県議質問)県内における関税影響の調査においてサービス・卸・小売業がなぜこういう状況なのかどのように分析されているのかお聞かせいただければと思います。

(答弁)まず、これまでの主要景気指標は、公表されている数値が、トランプ関税の影響が顕著になるまでで、これは財務省四国財務局徳島財務事務所や公益財団法人とくしま産業振興機構でも、経済情勢報告とか景況調査をしているところでも、まだそれほど悪くはなっておらず、総論として緩やかに回復という状況となっております。

今回、アンケート、企業経営状況調査をさせていただいたのは、いわゆるトランプ関税が発動になった直後というタイミングで、景況感にずれが生じているところと考えております。その業種の中でも、製造業とか自動車関連も含めたところでの数値が、かなり景況感が悪くなっている一方、サービス・卸・小売業等についてはそれほどでもないという回答を頂いたところでございま

す。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)資金繰りの支援の制度枠ですけれども、この与信枠は追加の与信枠なのか、それとも従来どおりの与信枠なのか教えてください。

(答弁)こちらの与信枠は、事業者にとって融資条件を緩和するために設置した枠で、各事業者が持っている与信枠と連動しているものではないです。企業ごとに判断されるもので、この資金を活用することによって広がるものではございませんが、県としては、計画的な事業活動を進めていただく中で、経営改善や安定化を図っていただき、融資の枠が広がることを支援してまいりたいと考えております。(鳥海企業支援課長)

最低賃金アップは良いことだが、一方、賃金の偏り解消や、中小零細企業の支援も必要

(仁木県議質問)我々も、賃上げ分を総じて労働者全般に波及し、物価上

昇率に追い付き越えてほしい立場です。その上で、日本銀行が出している徳島県金融経済概況は、この年度末、3月までは景気は緩やかに上昇。4月からは、6月の見通しも含め徳島県内の景気は持ち直しのペースが鈍化している。これが3か月連続している。ここでお願いしたいのは、徳島県金融経済概況の部分で、何が施策として足りていないのか。簡単に教えていただければと思います。

(答弁)現時点で实体经济の大幅な悪化というのは確認できませんが、企業マインドで、トランプ関税や長引く物価高、エネルギー高、人件費の高騰等により、今後の動向の不確実性を背景に、4月以降の景況判断については鈍化している状況だと把握しております。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)私が思うのは、個人消費の伸び悩みです。個人消費が、経済を回すのに一番大きい。消費者物価は前年比3%程度プラスだが、実質賃金の上昇率との比較でどれだけ差異があるのか分析をするべきだと思います。最低賃金は上がりました。でも、中間層を含めてどの程度、賃金が上がっているのか教えてください。

ます。

(答弁)最低賃金は、御承知のとおり、春期労使交渉において2期連続で5%を上回る賃上げ率となっております。中小企業単独で見ましても4.5%に迫る高水準となっております。

県としても、県内の中小・小規模事業者のニーズを踏まえて、適切に最低賃金の引上げから中間層の引上げ、全体として実質賃金の引上げにつなげていと考えています。徳島県の実質賃金は、全国平均と比べ伸び幅は8か月連続でプラスという結果も出ており、そういった動きも踏まえながら、適切な状況把握、施策に努めたいと考えております。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)8か月連続プラスとかは結果論であって、内部分析が足りてないと私は申し上げたい。中間層部分の賃金上昇の数字の把握を、今されているかどうかだけ教えていただければと思います。

(答弁)現状、そこまでの分析には至っておりません。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議感想)職業安定所が出して

いる、県内の業種別最低賃金や、その業種の階層ごとの賃金が出ていました。だから、その推移を見てほしい。その中で、中間層の上昇率が少ないとしたら、労働雇用政策課と連携して施策を考え、適切な予算規模も含めて、積極的に予算を取って、きちんと支援を決めるべきだと考えます。

企業誘致の際、工業用水や電力、排水設備などもしっかりとした計画が必要

(仁木県議質問)最後に、徳島バッテリーバレイ構想ですが、今ほどのような進捗状況なのか教えていただけますか。

(答弁)徳島バッテリーバレイ構想は、昨年7月に策定し、企業誘致や県内企業への支援、また人材育成の取組などを進めています。また、こういった取組につきまして、副知事をトップに県内外の企業を訪問し、本県の取組も御紹介して県内への立地につながるよう誘致活動を続けています。引き続き、こうした構想に基づく取組を着実に進め、蓄電池関連産業の集積につな

るように取組を継続してまいりたいと考えております。(喜井企業支援課新産業立地室長)

(仁木県議質問)誘致する際に工業用地を案内していると思いますが、その際に工業用水とか排水の施設、調整池が絶対に必要です。3年程前、ある化粧品メーカーから、徳島で工業団地を探している話が遠回しに入ってきて、要件を聞いたら、下水プラントがきちん

とある所を探されていました。理由は、地域と下水処理について一社で対処すると非常に時間とコストがかかる。そこで聞きます。今、徳島バッテリーバレイ構想の中で工業用水、排水設備や下水プラントなど計画的に見通しているのかどうかを教えてください。

ただければと思います。

(答弁)本県におきまして、企業誘致に取り組む際には、地元の事情をよく知る市町村の方々などとも連携し、各企業のニーズに応じた立地環境となるような所を御紹介できるようにしています。(喜井企業支援課新産業立地室長)

例えば、固定資産税の免除などは、市の役割だと思えます。しかし、工業用水は県企業局ですが、この排水の部分は県・市どちらとも取れます。このように、インフラ整備の中で盲点になっているところはより具体的な計画にしてください。

(仁木県議感想)私の地元は辰巳工業団地がありますから、市と連携なら、

EU圏の人口、4億4千720万人の市場を開拓すべき

(仁木県議質問)市場開拓を見込める国を選定した理由を教えてください。

(答弁)今回提案させていただきました農林水産物等新市場開拓支援事業は、カントリーリスクの低減を考慮し、アジアで販路開拓を進めたいと考えており、そのきっかけは、香港、マカオ、韓国へのミッション団を契機に新たなつながりができましたので、そちらでのプロモーションを考えております。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議質問)世界各国においているんな市場がありますが、全体の市場分析は、どのようにされているのでしょうか。

(答弁)これまで輸出の拡大は、アジアを中心に進めています。具体的に一人当たりのGDPや在留邦人数、人口当たりの日本食レストラン数と、主要

な県産農林畜産物の検疫条件を勘案し、香港やマカオも含めましてシンガポール、マレーシア等を重点国として輸出を進めています。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議質問)昨年の6月議会の本会議において、各国の今の牛肉の市場状況がどうなっているのか、EU、米国、東アジア、イスラム諸国の中で四つの市場に分け、人口、シェア率の資料も提出しています。その中で、米国にカントリーリスクがあるというなら、なぜ香港・マカオ・韓国を選定したのか、僕には分からない。例えばEU、一つの国を経由すればEU圏全ての市場に輸出可能です。人口でいえば4億4千720万人。東南アジアは1億825万人の市場で、約4分の1。イスラムについては4億944万人の市場です。イスラムは本県も強みがあるから理解できますが、なぜ東南アジアにフォーカスするのか、なぜEUを排除するのか、私にはよく分からない。過去からの議論と分析の中で、どういう戦略の下で分析されたのか、私は理解ができないので、今、何か有るのだったら教えていただきたい。無いのであれば、そこも視野に入れた戦略をしっかりと立てていくべきだと考えます。

が、御感想を聞かせてください。

(答弁)一人当たりのGDPや在留邦人、日本食レストラン数等を勘案し、アジアは、香港、シンガポール、マレーシア等をターゲット国にし、新たな市場としましては、カナダも含めた北米とハラル市場、UAEなどにつきまして当初予算でも計上し、地域商社と連携しプロモーションを展開しています。今回の補正予算はアメリカの関税の影響もございまして、ミッション団を契機として新たなつながりができた香港、韓国、マカオでのプロモーションを展開していきたいと考えております。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議意見)私が申し上げたいのは、EUについても、一定程度の市場と魅力が感じられるからこそ、常設のGOENが作られているのですよね。それを生かしていく戦略をしっかりと立てていくべき。その点、申し上げておきたいと思います。

漁業権の取消と併せて、水産資源保護の方針や方向性を出すべき

(仁木県議質問)漁業権取消後にどうしたら元に戻るのですかと聞いた際に、厳格な審査の下という話でした。しかし、先ほどの話だったら、厳格なのに応えたらすぐにでも戻るような感じでしたが、厳格な審査ハードルがどれだけ高いのが確認させてください。

(答弁)第5種共同漁業権の免許は、その流域にいらっしゃる漁業を営んでいる方の3分の2以上を集めて、新たに免許申請をしていただく必要があると思いますので、その点は非常に厳しいものと考えております。(嶋村漁業管理調整課長)

(仁木県議意見)だから1回漁業権を剥奪してしまった場合はほぼ復活が難しいと分かった前提で取消するのであれば、取消と併せて、水産資源保護の方針や方向性を出しておかなければ無法地帯になってしまいます。今後、どうするのかが示していただきたいと思います。

アリーナと新ホール両方で600億円。公共施設の集約化事業債を使えば2分の1補助、300億円で済む。

(仁木県議質問)新ホールですが、移設する、早くするというのは絶対無理だと、我々はずっと言ってきました。今回、公募のプロポーザルで流れた理由は、資材の高騰。この1回目のプロポーザルが流れてしまった現状を踏まえ、予想していた時と現時点でどう思っているのか教えていただければと思います。

(答弁)県としては、今回の再公募に向けて工期、金額、仕様は維持した上で可能な限りの方策をとり、手法ですとか、質を落とさない要件緩和、事業者の負担軽減等をしながら、このどれか一つで突破できるものではないと考えております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問)今一度聞きたい、工期、金額、仕様を維持する意図と理由は何でしょうか。

(答弁)県民の皆さんの期待に応えるために、できるだけ早く、そしてコストは可能な限り抑える。その上で質も、できて数十年先もきちんと使えるもの、県民の皆様に親んでもらえるものを造らなければいけないという思いは変わっておりません。そういう意味で、今回この考えの下で再公募に向けて詳細、具体化を進めたいと考えるところです。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問)今の時点で県民の期待に応えられていないと、疑問を呈さざるを得ない。正に今、164億円での予算が県議会では通っていますが、今回の公募型プロポーザルで予算不足が一定程度明らかになっているのではないのでしょうか。しかし、我々は物価スライド上昇分以上を認めるわけにはいかないです。

今回の募集方法ですが、提案に管理運営を含めることを検討とあります。これはデザインビルドの上に、その後の管理運営も含めて一括発注にするという意味なのか。今、という選択肢があるのか整理して教えてください。

(答弁)ここに管理運営を含めること

を検討につきましては、早期に管理運営の視点も取り入れるために、予定者を決めて並走しつつ、その意見をもらいながら良い施設にしていこうとも御説明してまいりました。早期の管理運営の提案を頂ければ、設計もスピーディーになり、管理運営者の生の声をリアルに入れることによって、より効率的、機能的にでき、コストダウンにつながる可能性もあると考えております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問)管理運営者は先に選定するしないも、過去に出ていました。札幌のように、管理もまとめて発注する。指定管理料で相殺させますからと、工事を安くするというやり方なのか、というやり方をしてコストダウンを図ろうとしているのか、僕には分からない。僕が最初に前段で言ったのは、チェックができるようにしておいてくれなかったら困る。

あと契約の問題です。旧文化センター跡地の部分での計画に際し、契約者が決まった状態、その後に我々議会でも198億円の予算を減額した状況の中で、後戻りできない状況が生まれています。この契約がまだ生きているという話を聞いておりますし、公契約の

信用失墜の記事を見ました。どういう契約状況で、どうするのか教えてください。

(答弁)今、契約自体は終わっていますので、この協定に基づく金銭的な約束は具体的にはない状態ですが、ただ基本協定とはいえ、これが残っている状況に変わりはございません。県としても、藍場浜公園西エリアでの事業を進める段になり、JVに対して協定の解除の考えをお伝えしております。その後、JV側から内部での取りまとめを進めたいというお返事を頂いて、その状況を待っているところです。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問)いずれにしても、この契約解除により、信用の失墜に対し、行政として何らかのコメントは出さなければいけないと僕は思います。契約を解除した後には何かしらコメントを出されるのでしょうか。

(答弁)県としては、先ほどのようにJV協定に関する取扱状況を、できる限り丁寧に県議会、また県民の皆様にごような場を通してお伝えしていると認識しております。(伊澤観光ス

ポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想)僕も子供には、約束を守らなかったらごめんなさいと、家で教えます。だから、公契約の信用失墜は、県民の財産の目減りにとらえ、県民に対してコメントを出すべきと申し添えます。

コスト面の関係で提案したいのは、私が去年の6月議会で提案させていたいただきました、駅前のロータリーの上にホールとアリーナを一緒に造るという話をしました。それは、前回の委員会の中でアリーナ単体で400億円近く掛かる。それから新ホールも200億円近く掛かるのではないかと。両方合わせたら600億円近くです。そこで、有利な起債が使えるなら、公共施設の集約化事業債を使えば2分の1、300億円で済む。こういうことも持論として提案しておきます。

新ホールのプロポーザルの 計画の甘さを抜本的に見 直すべき

(仁木県議質問) 私からは、新ホール建設費164億円以外に管理費を一括で巻き込むと、その部分はブラックボックスになる、後に管理運営がどれだけ出てくるか分からないという答弁で終わっています。もう一回確認しますが、優先交渉権者が決まって話をしていく中で、その管理運営の費用は増える可能性があるという前提でいいんでしょうか。その場合については、どういう予算の出し方をされるのか教えてください。

(答弁) この管理運営に関しては、提案いただいた上、予算は、通常長期的な形になり、業務計画に合わせた支払の仕方、複数年にわたるものになる可能性が高いと考えております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 債務負担行為を設定してからするということは、別立てで

するということでしょうか。

(答弁) 設計・施工と合わせて管理運営の予算も一緒にまわすということで、別にはできないと思いますので、別になると思います。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 全体予算が上がる可能性はあるのかないのか、教えてください。

(答弁) 管理運営は、事業者の提案を求めて、議会、県民の皆様にもしっかりと説明させていただいた上で、予算も御審議いただきたい。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 公約になかった移設。

藍場浜に移したほうが安い。これについては、もうずっと議論している。当時の9月とか6月に議論している中で、維持管理コストにおいて旧文化センター跡地での維持管理コストと藍場浜で造った場合とで、1億円と2億円、1億円の差があった。それで30年で30億円のコストを抑えることができるからと、皆さん議論しました。だから、お金の話をしている。この維持管

理、運営費について、出す出さないの議論はいつの時点でしりたいのでしょうか。教えてください。

(答弁) 優先交渉権者決定後、詳細の協議、交渉が決まった後、正式なものになると考えております。これまでの御説明としては、年間2億5千万円という維持管理費があると思います。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 今の説明で言えば、先ほどの2回目の答弁でイメージ的には維持管理費については債務負担行為ですと言っていたと思いますが、

うんですね。債務負担行為で設定して、管理運営費は実質運営費として掛かった分だけを執行して、それ以外の部分については執行しないというイメージでいいんでしょうか。教えてください。

(答弁) 現在、指定管理料等につきましても、計画に基づいて県が負担すべき金額としてお支払していると認識しております。まず丸ごとお渡しした上で、収益がある分だけ差し引いて返してというよりは、やはり計画に基づいて年間の県負担はしっかりと示した

上で、その分を管理運営コストとしてお支払していくのが基本になるのかなと思っております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 今回は公募に手を上げたところで、JVを組んできるところが指定管理をするということだから、今回は選定をするのではなく、ここが一括的に支払う。ただし、その算定については2億4千万円は念頭に置くけど、JVに対して一括でお支払しますというお話でしょうか。

(答弁) 優先交渉権者になった事業者とは、その後協議、交渉を重ねて契約に至るわけですが、契約に至って初めて、相手先としてお仕事を願うことになる。優先交渉権者というのは、飽くまで契約に向けての位置付けで、最前列にいる形という認識でおります。県立ホールになりますので、我々としては余りにチープな管理運営であるのも困ります。どのぐらいの収益を見込んで、トータルコストでどのぐらい県に対してコストメリットが生まれてくるのか、そのあたりも見定めた上で、事業としては進めていきたいと考えているところでございます。(伊澤観光ス

スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 事前委員会でも言いましたけれども、見誤ったのではないかとところがネックになっている。ここを正してもらわないと、前に進まないと申し上げておきます。

新ホール計画は、旧文化センター跡地での計画も案として残すべき

(仁木県議質問) 今の旧文化センター跡地での契約の問題ですが、議会で決した契約をそのままほったらかしにしておくのはいかかなものかと思えます。契約の解除、協定を白紙に戻すときは議会の議決が要するものですか。

(答弁) 旧文化センター跡地につきましては、JVの基本協定が残っておりますが、この解除に関しては議案としてお認めいただく位置付けにはなっておりません。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 最後ですけど、本当に次になかったら、藍場浜ですつとできないということが起こるかもしれない。その際は、今の旧文化センター跡地の協定が生きている状態で、もし凍結したらまた元に戻すということはできるのですか、できないのですか。可能性を教えてください。

(答弁) 今、藍場浜公園西エリアにおいて再公募の形の検討を進めて、これからまた速やかに始めたいところでございますが、その結果いかんにかかわらず、やはり県の考えとしては、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備というのは方向性として変わらないと認識しております。あと、旧文化センター跡地での計画ですが、現実的に実施設計は上がっておりますが、時間も経過しており、仮にあそこでもう一度となっても、すぐさま取り掛かれるものではないという認識です。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) すぐに取り掛かれるわけでもないというのは、重々分かって聞きました。なぜなら、2月議会の当初予算194億円の継続費を最終補正する時に、我々は対案として動議で

修正案を出しました。もし藍場浜でできなくなったときに、すぐに原案に戻れるように出したわけです。実施設計までできているので、旧計画に戻るほうがちよつとでも早いこともあるかもしれないので、一つの案として持っておくべきではないかと、私の個人的な意見として述べておきたいと思っております。

秘密会を開いても言えない
ような契約を結ぶこと自体
おかしい。これでは10億
円の効果検証ができない。

(仁木県議質問) 国際線、この香港便と韓国便分のそれぞれの搭乗者数は、海外から徳島に来てくれる、またその路線ごとに徳島から向こうに行った部分の実質的な数字は出せないというお話ですが、この点について、何を根拠にそうなのか、詳しく教えてください。

(答弁) 搭乗率は、本県では香港と韓国に国際定期便が就航しており、香港は、これまで月ごとの搭乗率については公表しています。韓国についても同

様です。それ以外の詳細な公表値は、他県とのライバル関係もあり、ほかの県も公表していないところがほとんどなので、本県も同様に対応しています。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) 率というよりも数で、双方どんな感じだったのかも出せない。これはインバウンド目的でやったことなのに、その数字が出せないのは何が根拠なのか、教えてほしいんです。

(答弁) こちらは、各自自治体の戦略もあり、これから国際線の誘致や既存路線の維持、拡大をしていく上で航空会社も公表しておらず、我々としても他県に知られたくないということありまして、公表は控えています。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) 詳しく根拠を教えてくださいと言っているんですけれども、この根拠について航空会社との契約があるとかないとかいう話も飛び交っています。この点、いかがでしょうか。

(答弁) 本県と航空会社におきまして、契約は締結しております。ただ、契約の内容につきましては、相手方との守秘義務がございまして、ここで答弁

するのは差し控えたいと思います。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) その契約の中に守秘義務があるからこそ、その路線の部分は公表できないということでしょうか。

(答弁) 契約の内容につきましては守秘義務がありますので、ここで答弁するのは差し控えたいと思います。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) 契約の中にないのに、その路線ごとの人数を言えないというのが私には到底理解ができませんが、それはなぜでしょうか。

(答弁) 契約の中身につきましては守秘義務の関係があり、その内容があるかないかも含めまして、そこは答弁を控えさせていただきます。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) 契約の中身について、例えば議会には秘密会というのがあります。出席議員の3分の2以上の賛同があれば秘密会が開催できます。これは議事録にも残らない、プレスも排除、モニターも消されるという状況で

す。それでもこの路線の関係も予算の執行も言えないということですか。

(答弁) 仁木委員の御質問でございしますが、繰り返しになりますが、秘密会を開催したとしても、航空会社への個別の支援額につきましては航空会社との守秘義務があるため、お示しすることができないものと考えております。(高木観光誘客課長)

(仁木県議感想) 今の答弁は、大問題だと私は思います。議会にその内容も言えない、路線ごとの予算執行もどうなるか聞けない、秘密会を開いても言えないような契約を結ぶこと自体、おかしい。この搭乗率が両方とも分からない中で、今までこの四億幾ら使った当初予算、全体で8億円か10億円か。だけど、これでは10億円の効果検証ができない。このような契約を結ぶのは、僕はいかなるものかと申し上げておきたい。

今回のマチ★アソビは、11月議会でも効果の検証を

(仁木県議質問) 最後、マチ★アソビです。今年マチ★アソビはどんな感じなのか、教えていただければと思います。

(答弁) この秋に開催されますマチ★アソビ29は、主催団体でございますNPO法人マチ★アソビより9月11日に公表され、中身は、日時を申し上げますと10月18日から19日の2日間、場所は現在調整中で、JR徳島駅周辺となっております。イベントにつきましては、今回の新たな取組としてマチ★アソビ秋のアニメ祭2025と称し、人気アニメ5作品のイベントの参加が発表されています。(原田にぎわい政策課長)

(仁木県議感想) マチ★アソビは、今回終わってまた11月議会でも効果の検証もできればと思っております。

他県においても、秘密会をして出せないものか疑問

(仁木県議質問) 最後に国際線の関係

で仮に秘密会を開催しても議会に出せない、内容も出せない、両方の数字も出せないという答弁でしたけど、今のこの議論を聞いて、そんな契約を結んでいいと思っているのか、教えてもらえますか。

(答弁) 運航支援額につきまして、繰り返しになりますが、国際定期便の誘致は他の自治体との非常に厳しい競争がございます。また、他空港からの誘客等で連携することもございますが、基本的に定期便の誘致においてライバル関係です。そういった中、他の自治体におきましても、私の知る限り公表しているところはございませんので、本県も、同じような条件で勝負していきたい気持ちもございまして、今回の契約については適正であると考えております。(高木観光誘客課長)

(仁木県議感想) 他県においても、秘密会をして本当に出せないものか、僕は疑問に思います。どこがチェックするのか。秘密にできる契約なんて、本当がいいのかと思います。その点指摘をしておきます。

女性の消防吏員は必要

発掘、採用までしっかり実施してほしい

(仁木県議質問) 女性の消防吏員の魅力発信事業の予算をお教え願えればと思います。

(答弁) 概要としては大きく2つございまして、魅力発信の取組として、PR動画の制作配信、チラシとポスターによる広報、また働き続けられる環境づくりの強化といたしまして、キャリア形成やライフプランを支援する講演会の実施や、日頃の悩みや思いを共有する交流会の開催を考えております。(奥田消防保安課長)

(仁木県議質問) 女性の救急救命士というのは非常に大切だと私は思っています。実は私、12年前に阿南市議会議員の選挙に出た時、女性の消防吏員は必要だと訴えました。女性が救助される際に、同性がいっしょやるのというじゃないのでは、全然違ってくると思います。そこで、このPRは素晴らしいが、そこから実際の採用に至るまでは、どのように想定をされているのか、お教え願えますでしょうか。

か、お教え願えますでしょうか。

(答弁) 女性の消防吏員の採用は、もちろん各消防本部が実施しておりますので、この事業を通じて各消防本部とも連携し、採用についても一緒に検討してまいります。(奥田消防保安課長)

(仁木県議質問) 消防吏員は、各自治体、また広域組合事業になります。その際に、どうやって市町村と連携をとるのか、出口がなくPRだけなら意味がないと思いますが、その点どう考えられていますか。

(答弁) 本事業を通じ、各消防本部の採用担当とも連携し、どういう採用方針であるとか、働きやすい環境づくりができるかというところも、一緒に話し合っていきたいと考えております。

(奥田消防保安課長)

(仁木県議感想) 私が、これを質問したのは、全額事務費ではなくて委託料となっていて、しかもPR動画作成だけに特化してしまう状況が生まれないかということに危惧しています。そこからいかにして、女性消防吏員を発掘し、採用まで至るかというのが大事だと申し上げただけです。

予算執行に当たり、その点、しっかりしていただきたいということを申し添えたいと思います。

(仁木県議質問) 住宅課の県営住宅建設事業費で年度内執行が1億650万円、繰越額が1億5千975万円、繰越理由が公営住宅等のストック総合改善事業ほかとあります。住宅は、工期は短いとの認識ですが、年度内執行額と繰越額と比較した際に、年度内執行額のほうが低くて繰越額のほうが多いので、その理由というのはどうなのか教えてもらいたいと思います。

(答弁) 繰越額が多いのは、今の段階では実施に当たり契約まではしても、前払金の分までの支払が年度内になるということ想定しての算定としております。(藤本住宅課長)

(仁木県議感想) 工期うんぬんに関係なく、契約の時期の問題でこうなっているということですね。理解しました。

津波予想の見直しに伴い、 避難タワーの安全性再検 証を

(仁木県議質問)この前の津波注意報

で、津波避難タワーに逃げようとしたら、鍵が作動しなかった報道されております。県内の津波避難タワーで、現状、使えなくなっているとか、修繕改修が必要であつて、今は閉鎖しているとか、例えば鍵がおかしくなつて入れない状況があるとか、そういうのはどれくらいあるか、把握されているかお教え願いたいと思います。

(答弁)現状、市町村から使えなくなつたという御報告は頂いておりません。

(明星防災対策推進課長)

(仁木県議感想)これを機に1回調べてもらいたい。また付託委員会の時に御報告いただければと思いますので、よろしく願います。

(仁木県議質問)他県において津波避難タワーが、劣化等により、使用不能という事態が散見される状況になっています。本県において津波避難タワー、

特に県南域、阿南以南について同様の懸念がないか、改めて調査いただきましたということをお願いしておりますが、その調査結果を、お教え願いたいと思います。

(答弁)本県の津波避難タワー全15か所につきまして各市町に確認したところ、現時点におきまして、いずれの津波避難タワーも使用を中止するような腐食は確認されませんでした。

(明星防災対策推進課長)

(仁木県議感想)今後の課題はいざ防災が起こったとき、計画上大丈夫だとしても、本当に沿岸部の皆さんが、物理的に全部逃げられるのかと、今後の計画について、県の所見を伺いたいと思います。

(答弁)今後の津波避難タワーの整備は、各市町におきまして津波からの避難が困難な地域には、新しく津波避難タワーの整備を進めています。また現状の津波避難タワーも、大切な県民の命を守る津波避難タワーが本来の機能を発揮することができるよう、沿岸市町と連携し、しっかりと対応してまいりたいと考えております。(明星

防災対策推進課長)

(仁木県議質問)併せてお聞きしたいんですが、津波の予想の見直しが報告されていますが、津波避難タワーの仕様や安全性に、影響がなかったのか教えてください。

(答弁)今後、市町村とも連携し、新たな津波浸水区域を基に検討して、必要な対策があれば進めてまいりたいと考えております。(明星防災対策推進課長)

(仁木県議感想)津波の浸水深についても、計算をやり替えた時、若干変わっている過去の経緯から考察します。津波避難タワーも、高さが適正かどうか、その当時の想定浸水深を基に建設計画されていると思いますから、その点において、この数字の変化に際して、しっかりと検証を行っていただきたいと思います。

水域における貧栄養化改善のため合併浄化槽で水 質調査できる技術革新の 研究を

(仁木県議質問)栄養塩の貧栄養や諸問題により海苔の生育、ワカメの生育、色落ち等々が近年の課題となっております。特に那賀川河口域では顕著となっております。それを改善するために、農林水産の課、特に水産振興課におきましては、肥料を使って貧栄養化をどう食い止めていくのか、いろんな施策を実施されています。その中で、本県が直近で辰巳工業団地の企業と連携し、水質について調整をしていく取組をされているとお聞きました。その内容について、お教え願いたいと思います。

(仁木県議質問)今お答えいただきました水質を管理する側の担当課は、できるだけきれいにするというのが目的となっております。農林水産の課においては水産資源を守るためには、窒素、リンをある程度の調整が必要だという立場だと思います。しかし、窒素、リンが増えると、赤潮が発生する可能性が高くなるので、ちょうどいい具合で水質調整することが、一番大事になってきます。

例えば兵庫県の明石市におきまして、下水のいわゆる流末の所での排水施設で、濃度の調整を始め、それが一定程度、効果が出ています。しかし、阿南市は下水設備は無く、合併浄化槽の普及を推進しており、同じ手法は不可能です。そこで私が一つ考えるのは、合併浄化槽による水質の保全について着目しました。そこで資料を共有させていただきます。(資料提示)このグラフから導く私の仮説は、合併浄化槽が増えるにつれて、那賀川河口域の水質というのはきれいになっていくと考察しますが、その点どう思われているかということをお聞かせ願いたいと思います。

いて検討を進めてまいりたいと考えています。(田中環境管理課長)

(答弁)浄化槽の普及と放流水の全量

素に関する水質は、生活排水や工場

排水といった汚濁発生源がどうい

ものなのか、また土地利用が農地なの

か市街地なのか、処理方式は合併浄化

槽か公共下水道なのかなど、様々な要

因により変化が生じるものと考えて

おります。今回の関係につきましても

様々な要因があると考えております。

(仁木県議質問)合併浄化槽の普及率

が高まることにより、水質が良くなる

のか、そこだけ教えていただきたいと

思います。

(答弁)時系列には合併浄化槽の普及

により水質は良くなると、このように

考えております。(細岡水環境整備課

長)

(仁木県議感想)県の施策は効果が出

ているということだと思います。一

方で、農林水産側からこのような現状

について、どうなのかということをお

えていただければと思います。

(答弁)近年は、水域における窒素、リ

ンの量が少なすぎる貧栄養化が急速

に進行し、本県ではワカメ、海苔とい

った藻類養殖業における影響が顕著と

なっております。(岡久農林水産部次

長(水産振興課長事務取扱))

(仁木県議質問)ここで私が申し上げ

たいのは、合併浄化槽が普及している

ことが悪いということではありませ

ん。現実的に申し上げるのであれば、

合併浄化槽だったとしても、水質の調

整ができればいいと考えます。例えば、

その地域の全部の合併浄化槽ではな

く、一つの合併浄化槽で、水質の調整

をすることは技術的に可能なん

でしょうか。

(答弁)現在、市販されている合併浄化

槽の機能は、処理後の放流水のBOD

を1リットル当たり20ミリグラム以下

に下げるということを目的としてお

ります。一般的にBODを下げるこ

に付随する窒素濃度も下がるので、水

質浄化を目的とした合併浄化槽にお

いて、BODを下げながら窒素濃度を

上げることは相反すると考えます。

(細岡水環境整備課長)

(仁木県議質問)相反するということ

は、全くできる可能性はないというこ

となのでしょうか。私は単独的にヒア

リングした時には、その点は可能性は

あると聞いていますけど、目的ではな

くて技術的に可能なかどうか教え

てください。

(答弁)合併浄化槽でそういった調整

が技術的に可能かという御質問と思

いますけれども、窒素を上げるという

ことになればBODが上がってけると

いうことになると思いますので、そ

うと環境基準とかBODの基準を

超えてしまうということも懸念され

ると思っております。(細岡水環境整

備課長)

(仁木県議質問)環境基準を超えるこ

う部分について相反するというのは

分かるんですけど、私は技術的に、

窒素、リンを上げるとは可能ですか

と聞いているだけであって、BODのこ

とは聞いていません。窒素、リンの濃

度を上げることが一つの浄化槽で技

術的に可能ですかと聞いています。

(答弁)窒素濃度を上げるということ

はBODも上がるということで、そ

ういった下水道みたいな集合処理で

ないということから、窒素濃度のみを調整

するということは現実的には難しいの

ではないかと考えております。(細岡

水環境整備課長)

(仁木県議質問)私が聞いているのは

一つの合併浄化槽で、窒素、リンを上
げるということは技術として可能で
すか余地がありますかと聞いているん
です。

(答弁)今後の技術革新によるとい

うことで思いますけれども、現時点では

難しいと考えております。(細岡水環

境整備課長)

(仁木県議質問)私は、浄化槽を扱

れているところから聞きましたら、可

能だという話を聞いています。ただ、調

整をすることについては、技術革新が

必要でしょう。私は今、自然との共生

と含めて環境との水質との共生を含

めて、今、研究し始めるべきだと思

います。その先駆けとして、辰巳工業団

地の企業と栄養塩の取組について、県

庁内でチームで取り組まれているの

か、本課のほうで取りまとめをされて

いるのか、状況を教えていただければ

と思います。

(答弁)こちらにつきましては、漁業者

や水産の専門家、それから水産や排水

処理を所管する行政等からなる海の

栄養塩類研究部会を設置しています。

様々な課題等につきましても、海の栄

養塩類研究部会を構成する関係課と

一緒に情報共有や課題の抽出を図り
ながら専門家の意見をお聞きし、本
県の実情に合った栄養塩類の取組に
ついて検討を進めてまいります。(田中
環境管理課長)

(仁木県議感想)その部会に3課が入
られているんですかね。ですからその
3課を含めて研究をしてほしい。合併
浄化槽の普及は悪くない、その中でで
きることは、技術革新も含めて、研究調
査の依頼も含めてしっかりと取り組ん
でいていただきたいと思います。
水産資源が守られるようなしっかりと
した圃場というか、海づくりをお願い
したいなと思っています。

昨年の異次元の最賃上げ幅で、支援予算が未執行。今年分も補填できるとは支援に

(仁木県議質問)最低賃金についても、今回の上げ幅は全国が目安3円プラスということで、四国島内においては2円プラスですが他県に比べ1円多い。毎年10月1日から適用になるが、本年はどういう状況なのか教えていただければと思います。

(答弁)今年度、発効日の御質問かと思いますが、通常10月1日ですが、昨年度は11月1日、さらに今年度の審議では発効日は1月1日とされており、通常の10月1日より3か月後ろ倒しになっています。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)県はこの状況を経済政策の一環の中でどう捉えているのか、教えていただければと思います。

(答弁)今回の地方最低賃金審議会における審議の過程で、法定3要素に基づく労働者の生計費や賃金、通常の事

業の支払、賃金支払能力に基づき、しっかりと議論した結果、公労使での全会一致により、国が示した引上目安に3円プラスの66円の引上答申となったと伺っております。さらに、発効日は、経営者等の準備状況も踏まえ、3か月後ろ倒しの1月1日になったと理解しております。この準備期間におきまして、経済産業部としては、しっかりと経済団体を通じたり、直接よろず支援拠点などと協力、連携しながら、国、県の支援施策等について十分周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。(岡崎経済産業政策課長)

業政策課長)

(仁木県議質問)経営者等の準備状況を考慮する。私はこれが一番のネックだと思うのです。なぜ経営者の準備状況を考慮しなければいけなかったのか、県はどう分析しているのでしょうか。

(答弁)最低賃金に関しましては、いろんな立場からの御意見があるの承知しております。今年度、経済産業部が行いました県内企業経営状況調査においても、経営を圧迫している要因として、原材料仕入価格の上昇等に加えて、人件費の上昇も挙げられていま

す。こういった経費の高騰に対し、国及び県についても様々な支援策を準備し、対応するという準備期間が更に3か月確保されたという理解しております。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)もし県の対応がある

のであれば、10月1日から上げられたかもしれない。これは分析するべき。何かといいましたら、最低賃金に対する支援策は、昨年の9月議会の委員会から議論しておりますけれども、1年たつて、実質的に企業に対する支援がしっかりとなされているのか疑問です。私が予想するに、いわゆる直接的な支援が足りないという声が出ている

と思います。それは、10億円の予算を付けたけれども執行率が2割4分だったとか、私が、労働人口を掛け合わせたら30億円が必要だと言いましたけど10億円だったとかいう話があります。が、そこら辺をしっかりと把握していただけたことが、経営者にとって不満の声となっている。いかがでしょうか。

(答弁)経営者側の声ということで、夏及び春に行いました県内企業経営状況調査においても、様々な施策の要望が出てきているところで、そのうち、先ほど答弁いたしました労務費も含ん

だ価格転嫁を進めるとか、人員確保が足りないとかいうところで、労働者不足というような声もいろいろ頂いています。その労働者を確保するためにも、賃上げは必要になってくるという認識を持っているところでございます。(島海企業支援課長)

(仁木県議質問)直接的な支援について不満のお声はなかったでしょうか？島海課長が他部局のことについて言いにくいのは分かっています。聞いてい

るはずで、経営者の皆さんの声を是非とも共有してください。本県においては前から議論しているように、去年10億円と言った中で約2億4千万円で、明らかに足りない。これは経済対策です。労働雇用だけの問題ではない。しっかりと県が主導で行ったのであれば、その分を補填していかないと、市場にお金が回らない。だって最低賃金で雇っている人ばかりではないです。企業は、最低賃金が上がれば、それより上の人も一緒に上げないといけない。経営者、みんなそこら辺の不満というのがなかったですか。だから、支援策はきちんと効果を見据えた上で実施してください。

(答弁)経済産業部、生活環境部はも

ちろん連携の下、国の施策や方針を注視するとともに、現行の国及び県の各種施策につきましても関係機関とも連携し、丁寧な広報、周知申請サポートなど伴走支援に力を入れてまいりたいと考えているところです。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議質問)最低賃金を上げたいというのは変わりないのかどうか、教えてもらえますか。

(答弁)国におきましても、中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画を定めまして、官民連携での賃上げ環境整備への集中支援を打ち出しています。また、さきの経済財政運営と改革の基本方針、骨太の方針2025におきましても、賃上げを起点とした成長型経済の実現において、物価上昇を上回る賃金の普及定着のため、賃上げ支援の政策を総動員することとされており。このため、国におきましても、先日も業務改善助成金や、ものづくり補助金等の対象企業、業の拡大ですとか、全国のよろず支援拠点への生産性向上支援センター(仮称)の設置等について発表もありました。こうした賃上げから企業の生産性向上をうまく図って原資を確保し、それか

ら経済の好循環につながるような施策に努めてまいりたいと考えています。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議感想) 先ほど申し上げたように、この支援事業は、経済対策も入っていると思うのです。だからこそ、どこがやるかは明確に示していただきたいと思います。昨年の上げ幅が異次元の上げ幅で、それにしっかりと予算が執行されていない状況が見受けられる。だからこそ先取りして昨年の分の効果もしっかりと補填できるような制度設計にしていだきたいと申し上げて、私からの質問を終わります。

その点、今の時点でどう考えているのか教えてください。

だいたいで、いろいろ研究していただきたいというのが願いです。

だきたいと申し上げておきたいと思えます。

令和7年3月の告示に対してということでございます。(嶋村漁業管理調整課長)

現立地に固執せず、立地を再検討し、情報発信拠点として機能強化を図るべき

(仁木県議質問) ターンテーブルの運営評価を見させていただきました。全般的に見たら厳しい意見かなと思うのですけれども、私はこの評価を生かすべきだと思います。それは継続ではなく、評価された中でも良いと思われる機能をどのようにしてPRにつなげることが重要と考えますが、今後どうされるのか教えてください。

(答弁) 今後、地域商社や経済産業部、関係部局と提携し、効率的な状況発信やPR方法について検討していきたいと考えています。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議質問) ターンテーブルの効果を求めたとき、県産品がどれだけターンテーブルを介して売れているのかとか、単なるターンテーブルの計上だけで判断するのではないということと議論してきたと思います。それを継続するためにどうしていくのですか。

(答弁) 令和6年度は3億6千万円ほどを関与売上げとしまして、ターンテーブルがいろんな関係のところに再販活動をしたり、プロモーションをして販売につながったものを計上させていただいております。また、ターンテーブルは来年1年間は契約が続いており、運営評価委員会の委員からは、地域商社等の連携とか、SNSの活用とか、ふるさと納税の活用という御意見を頂いておりますので、それらを含めて来年度、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

その後につきましては、地域商社や経済産業部等々、関連部局と連携して、効果的な方法について検討してまいりたいと思っております。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議感想) この運営評価の課題と方向性の中に、情報発信拠点やアンテナショップとして設置するならば多く集まる場所にすべき、現立地に固執せず、渋谷以外も含めた立地を再検討し、情報発信拠点として機能強化を図るべきという意見もあります。今からきちんと選択肢を複数考えていた

県内を俯瞰し、一番良い魚礁の造成に努めていただきたい

(仁木県議質問) 出羽島の沖に県が魚礁を設置したと思います。今、どういう状況になっているのか教えてください。ればと思います。

(答弁) 牟岐にある浮魚礁は設置を継続しており、毎年、その辺りで獲れた魚の量を記録、収集を継続的に進めています。将来的に耐用年数等があり、そろそろ近付いてきているということと、その時にどうするかをその地域の方々と相談しながら、今後、今ある浮魚礁にしていくなかどうかも検討していく状況でございます。(野村生産基盤課水産基盤・国営担当課長)

(仁木県議感想) 漁師の皆さん方は、魚が集まってくる所が必要です。例えば廃船を魚礁にできないのかとか相談もあります。ほかにも魚礁の設置ニーズはあると思います。県内を俯瞰し、一番良い魚礁の造成に努めていた

(仁木県議質問) 現状、市場とと畜場の二つがどういう進捗になっていますか教えてください。

(答弁) 徳島市の中央卸売市場ですけれども、本年度5月のまちづくりのワーキンググループで、中央卸売市場について県と市で担当者間での協議をスタートさせることになっており、11月に市の担当者とかこれからの在り方等についてしっかりと協議を進めていきたいと考えております。(水口みどり戦略推進課長)

(答弁) と畜場は、徳島市におきまして、具体的な内容についてお示しいただいていない状況です。(福見畜産振興課長)

(仁木県議質問) 吉野川の第5種共同漁業権取消処分について命令の時期と一つの告示に基づいてなのか、教えてください。

(答弁) 令和7年1月8日に命令を出しており、毎年3月に増殖目標数量を告示していますので、今回の場合は、

(仁木県議質問) 告示の資料について、アマゴは2万尾で2倍以上できているではないですか。だけど、アユだったら半分とかウナギに至ってはゼロ。告示について教えてもらえば有り難いです。

(答弁) アマゴの告示でございますが、実際は令和7年3月で2万尾に変更していたと思います。ウナギは、一部の漁協が市町村の補助事業を活用して放流されているところがございまして、その補助分を除いた結果、ウナギに関しては若干放流していたところなのですが、実績として自分のお金で流したのがゼロだったということで、ウナギについてはゼロとなっております。あと、ウナギの増殖については、ウナギの養殖業者の方から小さいウナギを調達しまして、それを放流して増殖を行っているところでございます。(嶋村漁業管理調整課長)

(仁木県議質問) 基本的にこの命令というのは、増殖というか放流したという全体数ではなくて、自費で何かしらしたという部分が、その命令の範囲だ

という理解でよろしいですか。分かりました。アマゴの2万尾は途中で変えたと言っんですけど、令和7年3月21日に出ているのは6万尾なのだけ、その後で変えたということですね。

(答弁)実は毎年3月にしているのですが、令和7年3月に告示しておりますので、3月の時に見直して現状に合わせて少し減らしてございます。誤りでございます。(嶋村漁業管理調整課長)

(仁木県議感想)現状に合わせてというのは、全体の現状に合わせてということですね。当時放流しているのが実際は5万4千600尾ということなので、そんなのかなと思います。

(仁木県議質問)ターンテーブルで聞き忘れていたのは、今まで県からターンテーブルの運営ではなく、転賃借以外に県から税金を投入した金額は、どれくらいあるのか教えてください。

(答弁)ターンテーブルへのこれまでの投入金額でございます。当初、県は物件を年間5千万円でジャパンアセットマネジメント株式会社から賃貸し、株式会社ターンテーブルに2千万円の家

賃で転賃して、毎年3千万円の負担を差し引いていただいております。

令和6年度までの8年間の家賃の総額は、賃料が約3億7千900万円、株式会社ターンテーブルから県への支払が約7千900万円で、差引き約3億円となっているところでございます。それと、当初のやり替えの工事費などがその中にあるということでございます。当初の工事費と敷金を含めると、約6億3千万円となっております。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

(仁木県議質問)6億3千万円というのは、コロナ時のものも全部含めてですか。

(答弁)6億3千万円は、コロナの時に一部リニューアルした工事費も含んだ金額になっております。(新居みどり戦略推進課販売・物流支援室長)

阿南の再調査も負担軽減になります。まず、沿岸部を早く進めるべきで

(仁木県議質問)補正予算に入ってい

ます地籍調査の進捗状況を教えてください。

(答弁)ただいま、地籍調査の補正につきましては、今般、3億1千500万円を計上させていただいております。

地籍調査の推進は、機会あるごとに国などに要請し、補正も要望しております。少しでも進められるように、各市町村とも協力して取り組んでおります。全国状況は、令和6年度末で全国平均が52.9%です。本県の進捗率は44.9%で、その差は8%となっております。進捗率の全国順位は25位となっております。ただ、過去5年間の本件の進捗率は、毎年10億円の予算と、今回の補正等により、5年の進捗率が5%で、この5年間で全国第3位の進捗率となっております。(中原農山漁村振興課長)

(仁木県議感想)どんどん推進していただくことで、阿南の再調査も負担軽減になります。まず、沿岸部を早く進めるべきです。津波が来るかもしれないと想定される所は早く100%に近づけないと、津波の後の財産管理が難しい状況が続きますので、防災面の観点からも至急進めていただきたいとお願いしております。

一ノ堰補修完成までの2年間、取水機能が発揮できるようにしていただきたい

(仁木県議質問)補正で、一ノ堰が入っておりますので進捗と計画を教えてください。ただ、質問を終わります。

(答弁)阿南市宝田町に位置する一ノ堰は、築造から50年以上が経過し、老朽化とともに耐震性能が不足する状況となっております。このため、令和3年度から耐震改修を実施しております。進捗状況は、令和3年度に実施設計を完了し、令和4年度から、鉄製のゲートが3門ございますが、この3門のうち、河口から向かって左から順番に施工しております。令和9年度をめどに完成させてまいりたいと考えております。(若山生産基盤課長)

(仁木県議感想)令和9年度なら、あと2年。水が取れなくなっていたという話を聞いています。取水の機能は、あと2年間万全ではない。補修もしっかりし取水機能が発揮できるようにしておいていただきたいと申し上げて終わります。

指定管理料の関係は、物価高騰に見合うよう上げていくべき

アリーナについては、様々な交付金の活用を。

(仁木県議質問)物価高騰により、指定管理料が、前年度対比でどれくらい増えたのかを教えてください。1点。それと、今回アリーナの、現時点での予算の持ち出し分の見立て、補助金関係、予算の全体の見立てを教えてください。

(答弁)アスティとくしまは、今回、男女共同参画総合支援センターとの一体的な運営をするということで、管理料もそれを合算した額になっております。令和7年度の指定管理料は、総額で3億2千714万2千円。これに対し、令和8年度の指定管理料は、両施設合わせて3億2千769万2千円となっております。施設全体で55万円、0.1%の増となっております。また、あすたむらんど徳島は、令和7年度の指定管理料が6億5千678万4千円となっております。令和8年度の指定管理料は6億7千798万4千円と

なっており、約2千100万円の増、3.2%の増となっております。あすたむらんど徳島も、物価高騰と人件費の上昇を鑑みた経費を設定するとともに、施設の老朽化も踏まえて、施設の修繕費が増加していますので、直近の3年の修繕実績を踏まえ、修繕費をあらかじめ増額しております。（小溝にぎわい政策課交流拠点室長）

（答弁）スポーツ振興課で所管しております徳島県蔵本公園等の指定管理料ですが、令和7年度の指定管理料が4億2千32万4千円で、令和8年度の指定管理料が4億9千4万7千円となっております。差額が6千972万3千円ですが、令和8年度から公園との一体管理を行うため、公園部分の指定管理料が6千70万円増額。残りの約900万円が資材高騰等による増加分となっております。（久次米スポーツ振興課長）

（答弁）あわぎんホールの指定管理料は令和7年度が1億4千666万円で、来年度は1億4千674万4千円を予定しており、増額分が8万4千円、割合としては0.1%の増額となっております。

もう一つ、文学書道館は、令和7年度

が1億7千566万円、令和8年度が1億7千579万1千円、増額は13万1千円で、割合は0.1%の増額となっております。（漆原文化振興課文化創造室長）

（答弁）アリーナにつきましては、現在、想定されている財源は、国庫補助金等で第2世代交付金、旧デジタル田園都市国家構想交付金や、学校施設環境改善交付金などを想定しております。また、起債にしましては、緊急防災・減災事業債や脱炭素化推進事業債、その他一般補助施設整備等事業債など、ある程度、交付税措置もあつて充当率が高いものを検討しております。施設の内容がこれからになりますので、充てられる財源というの、今後、アリーナ基本計画を策定する中で考えていきたいと思いますが、その他といったしましては、例えば企業版ふるさと納税であるとか、ネーミングライツであるとか、特定財源を見込んで検討していきたいと考えております。（久次米スポーツ振興課長）

（仁木県議感想）指定管理料の関係は、物価高騰に見合うよう上げていくべきと申し上げてきましたけれども、それぞれの指定管理者の体力や経営

状況によって異なると思います。本来、本当に必要な予算については、しっかりと契約をまき直す際に協議していただいて、見合った金額で支援していただきたいと思います。

アリーナについては、具体的な交付金を言っていたいただきました。財源は限られています。しっかりと県の事情も見ながら進めていただきたいと申し上げておきたいと思えます。

議会に開示できないのはおかしい。秘密会・百条委員会でも明らかにできる契約を

（仁木県議質問）香港便における赤字補填分の答弁によると、パートナー企業との秘密保持契約があるから議会にも言えない。私は秘密会でも言えないのですかと問いました。秘密会は、記者も退席、我々議会も守秘義務が課せられる。秘密会は3分の2以上の賛成があつたら開かれ、我々議員にも守秘義務が課せられる。そこでも言えないというのは、一体何なのか。

地元紙で香港便の赤字補填の部分が記事化されました、これを見た瞬間に

思ったのは、記者が、新聞社が請求して出てくる資料があるのに、我々には契約書の内容も言えないのが全く理解できない。これをどう説明していただけです。

（答弁）まず、航空会社との信頼関係が重要であると考えています。ただ、県民や議会に対する説明責任も非常に重要であると考えておりますので、非常に難しいところではありますが、できる限り透明性は確保してまいりたいと考えてございます。一方で、秘密会の内容は、運航支援額に関する内容ですけれども、航空会社の守秘義務があり、現時点で明示するのは難しいと考えております。引き続き、どういったことができるのかは検討してまいりたいと考えております。（高木観光誘客課長）

（仁木県議質問）覚書の中に、相互の事前合意を得なければこの内容について公表することができないと書かれているわけなのです。その下で、どこどこが覚書を結んでいるかという、徳島県とイースター航空とグレート・ベイ航空となつています。徳島県知事の名前ですけれども、これは、県がいわゆる地方公共団体として航空

会社と結んでいるような認識でいいのでしょうか。

（答弁）今回、御提供させていただきましたイースター航空との覚書は、公開には双方の合意を必要とするというような文言が入っており、これまで公開ができておりませんでした。こちらにつきましても、議会や県民の皆様に対する説明責任の観点から、航空会社と粘り強く協議を進めた結果、今回、イースター航空は開示の協議が整ったところでございます。内容は、委員の御指摘のとおり、それぞれの代表者、県でしたら知事、航空会社はCEOの名前で署名されています。（高木観光誘客課長）

（仁木県議質問）グレート・ベイ航空は、この部分についてまだ開示は認めていないのか、契約は徳島県として、地方公共団体として結んでいるのか、この辺に関して御答弁ください。

（答弁）まず、グレート・ベイエアラインズとの契約書には、情報開示の確約が得られなかった契約書は存在してございます。契約主体は、県（自治体）と、それぞれの民間企業の組織として契約を締結しております。（高木観光誘

客課長)

(仁木県議質問)自治体であれば、一地方公共団体というのは議会もその一部です。契約当初から、議会は情報公開外として交渉してほしかったと思います。でない、予算執行についても検証ができないと考えます。

新聞の記事によると、1月に知事が行って赤字補填分の要綱を変更した、その部分を協議されたということですが、そのとおりでよろしいでしょうか。

(答弁)まず、本年1月17日、香港のグレート・ベイ・エアラインズ本社にて、当時のCEOと知事が面会を行っております。また、3月にも東京で、同様にCEOと面会を行っています。内容は、いずれも香港国際定期便全般に係る意見交換です。運航支援の内容につきましては、意見交換の内容も踏まえまして、別途、各航空会社と県で協議を行い組織として決定したものでございます。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)これはグレート・ベイ航空のみですか。

(答弁)まず、グレート・ベイ・エアラインズは、4月以降の運航支援のスキーム

を変更しているところでございます

が、イースター航空は、それぞれ別の会社でございますので、それぞれの個別協議により内容や額は決定しています。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)同じように運航の要綱は変更していないのですか。

(答弁)運航支援の要綱は、この4月時点で変更したのは香港便のみです。

(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)なぜグレート・ベイ・エアラインズだけなのか、教えていただければと思います。

(答弁)香港便は、本年4月以降の運航に関し、航空会社から運航支援の強化をしてほしいという申出がございまして、協議を行いました結果、路線の状況を総合的に判断し、運航を継続していくための必要な措置ということで変更に至りました。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)韓国便については申入れがなかった。その上で、要綱の変更により、赤字補填分はどの予算で執行しようと思われていたのでしょうか。

(答弁)予算は、令和7年度ですと、運航支援関連予算で今こそ海外・国際定期便利利用促進事業がございまして、こちらが予算額でいうと約5億8千です。この予算の範囲内で執行する形で進めております。(高木観光誘客課長)

(仁木県議感想)2月議会で、この予算の説明の際に、そのことを言っただけだったです。議事録を見ても、そのことは全然出てこない。予算レクの際には積算根拠を教えてくださいと伝えていますが、何かあったら透明性が図られない懸念があると思いますから、今後、きちんと報告、説明していただきたいと思っております。よろしくお願いしたいと思っております。

(仁木県議質問)最後に、航空会社とこれまで、どのように交渉して外国人・日本人の搭乗者数、内訳等について開示できたのかその経緯を教えてください。

(答弁)県民の皆様への説明責任や報道機関への情報のお出し方、また、議会の皆様への説明責任も考え、そのあた

りを丁寧に航空会社に御説して、今回、開示の協議が整ったというのが経緯でございます。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)この間、議会にも言えないという話がありましたから、納得がいかなかった、総務省にも出向き、確認を取ってきました。確かに自治体の契約は首長の専権事項であるというのは変わりませんが、チェックができないのはおかしいと、総務省も同じような見解でした。だから、こういった契約をまく際、また契約の見直しの際は、議会でも、秘密会、また百条委員会等々において、明らかにすべきというのが地方公共団体の仕組みだと思っております。その点は、契約の際にしっかり改めていただきたいと強く要望とお願いをしておきたい。

選挙の公約だった半額で建築、余った金額をアリーナ建設に充填する。全部とん挫している。

(仁木県議質問)我が会派は、まず、移転ではなく旧文化センター跡地で早く建築を推進する立場から始まりま

した。その後、一旦藍場浜でできるかどうかを研究するというところで、一定の理解をする者、しない者と、分かれた。その後、藍場浜に進めるのかとなった時には、我が会派として、一番コストが安くなる方法を探り、駅前のロータリー案を提案しました。その後、議論の展開も見ながら、藍場浜での公募を進める際には、我が会派も賛成する者、しない者で分かれたが、公募が2回流れた現時点においては、全員反対です。

それは、旧文化センター跡地での建築契約まで結んでいたものを、選挙の公約で、あえて移転し半額で建築、余った金額をアリーナ建設に充填し、財源にするという話でした。しかし全部頓挫している。お聞きしたいのは、物価高騰を除いたとしても元からできなかったんじゃないですか。そこを教えてください。できればと思います。

(答弁)当初、旧文化センター跡地においては、工事費194億円。藍場浜公園での調査結果は154億円です。で、194億円と比較して半分ではないことは認識しております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 半額ではないなら、結局、半額で充当しようとしていたアリーナの財源もないということです。この状況で、規模、仕様をどうするか、あの場所が適当なのか。100億円以下でやるならカナモトホールのように仮設も一つの手だと思います。仮設でも中身はしっかりしていて、全国から呼んでくれるようなものを造る。中途半端なものはいらない。だからこそ今、一旦立ち止まり吟味することが必要というのが、我が会派の意見です。理由は、三好病院の建替えが止まったり、財政需要が他にたくさんあるからです。だから一旦、立ち止まり、知事が言っているように最小のコストで最大の効果を出す計画を、今一度考えてほしいと思います。いかがですか。

(答弁) 今回、2度の公募が中止になったことを踏まえ、今後、確実性の高い、新ホール整備計画が確実に前に進む方法等を考えて具体化していきたいという考えを持っております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 県の財政や行政においては、確かに国からの交付金やいろいろなものを見越し、もしかしたら打ち

出の小槌があるかもしれないです。でも、一般財源に打ち出の小槌は絶対にない。一旦凍結して、という方向でどのようにしていくのか、もう一回改めて検討することが必要と私は思います。そのことだけ申し上げて、質問を終わります。

時間経過によって成果品が
使えなくなったのは、行政
側に一定程度の責任はある

(仁木県議質問) 先ほどの御答弁で、私としては聞き捨てならない点があります。それは、前の計画に戻れない理由が、時間が経過し賞味期限切れである。賞味期限切れにしたのは誰なのか。少なくとも議会は、否決したこともないし、延ばしたこともない。誰がそれをやったのかをはっきりしておいてもらわなかったら、我々が足を引っ張っていると言われる。これは明確にしておいてほしいのですけれども、これはなぜなんですか。

(答弁) この時間経過によって成果品がという点につきましては、理事者側の責任、議会の責任というのではな

く、新ホール整備を取り巻く議論の中で、また我々が選択した公募方法が招いた結果として、現時点までの時間の経過となっております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議質問) 行政側の責任ではないということですか。

(答弁) 新ホール整備につきまして、我々理事者、我々の部局、文化振興課が新ホール整備の中心となって事業を進めてきております。その結果がこの状況、成果品の経年につながっているということであれば、それはそのとおりでございます。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 時間経過によって成果品が使えなくなることも含め、私は行政側に一定程度の主體的な責任はあると思います。そこに議会も巻き込まれたら、それは違うと思います。なぜなら、提案権、執行権を持たれているのは行政側。その点は、はっきりと述べさせていたきたいと思います。

福祉とか病院とか医療を
優先し、いかにコストを抑
えるか知恵を出すべき

(仁木県議質問) 私は委員会でも、アリーナの財源の話はずっとやってきましたけれども、当時の答弁は、緊急防災・減災事業債を充当するという話で、7割という話だったと思うんですけど、前例でも、例えば500億円中7割を当て込んだ前例はあるのでしょうか。

(答弁) 緊急防災・減災事業債というのは、該当する部分にのみ充当が可能なものでして、例えば500億円のアリーナがあったとしても、500億円全体に充てるような起債ではございません。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議質問) 前例として、ほかのところでは何割ぐらいが充てられたのですか。僕は感覚的に1割未満ではないかと思うんです。教えてください。

(答弁) 同じ県立アリーナのSAGAアリーナでございますが、総額が257

億円、うち緊急防災・減災事業債が52億円充たっております。1割よりは多いと考えております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議質問) 事例としてもっと少ない割合もあるのではないですか。

(答弁) ほかに少ない事例は、お調べしておきます。

(仁木県議質問) どう考えてもアリーナについては自己負担割合が多いと考えます。国であれば、別に国債発行という打ち出の小槌がありますが、アリーナを建設するにも全体的な財政需要を含めて安心させてほしい。徳島県立三好病院の件や、命を守るという公共の福祉の向上が行政の一番の役割なので、その部分から順番に進めるべきだし、財源の議論が必要です。ここにもっと知恵を絞ってほしい。

素人感覚で僕の知恵を申し上げますと、アスティとくしまを売却して払下げしてもらったかどうか。払下げした部分で、公共施設の集約化事業債を同じように使ったら全体で全部いけるでしょう。その払下げした分を財源にするという発想もあると思います。いかがでしょうか。

(答弁)現状検討しているアリーナは、今までにない施設で検討しておりますので、担当課としては、委員がおっしゃる集約的な面というのはなかなか見つけにくいと考えております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議質問)頭の体操ですけど、先ほど僕が言っていたようにアスティとくしまを払下げしたら、これは集約になるのではないですか。

(答弁)仁木委員の御提案のやり方になると集約化にはなると思いますが、集約化債を利用する場合には、既存施設よりも小さいものを造る必要がございます。今の規模感からいいますと5千席から1万席で考えており、現状のアスティとくしまよりも席数が多いことになりまして、小さい規模にならないと認識しております。(久次米スポーツ振興課長)

(仁木県議感想)文化センターや中央公民館など、小さくして建築した実績があると思います。スティとくしまだけであれば集約化には難しいですが、市の体育館建て替えなど、いろいろあるの、いかに県民のお金が掛からな

いかを考えてほしい。一方で福祉とか病院とか医療のほうにお金を出せないと思います。その点、お願いしておきたいと思います。

赤字補填について、議会にまったく説明なく進めたのは百条委員会に値する

(仁木県議質問(資料を提示)令和6年11月22日、予算要求時点の部分だと思えます。この中で、参考で香港便

の部分を含め、令和元年で入れていただきましたけれども、補助率は上げていただいたと。その後、着陸料とか空港施設使用料とかで、我々は御説明いただきました。4月時点の議事録に残っています。その部分がこれです。これは韓国便も香港便も一緒で、金額は2億904万円で、両航路ともこういった形での補助ということだけれども、要綱変更は予算執行の後4月1日からしたと。本来なら予算に基づいて執行ですが、この方法、この想定という部分については、両方ともこのままだったんですか。この中にウの部分が入っていないよね。ウはどうやって入れたのか。若しくは別で作って入れたのか、どち

らになりますか。

(答弁)今、表示している資料は、当該が令和6年11月22日に財政課に提出した予算の説明資料です。これに基づき審議が行われ最終的に予算が成立しました。その後、閉会後の3月に運航支援のスキームが変更されましたので、4月1日以降の補助要綱を改正するに当たり、その旨を記載して改正したというのが現状です。(高木観光課長)

(仁木県議質問)補助要綱の改正というより、想定の内訳に変更はございませんか。ここにも赤字補填のことは書いていないんですけど、ウに変更はございませんか。これはイです。イしか審議していないので。

(答弁)今、共有していただいております資料につきましては、予算積算時の財政課に提出した当該の資料でございます。要綱を変更するに至った最終決定が議会の閉会後でございますので、財政課に提出するこういった資料の変更はございません。

(仁木県議質問)分かりやすく教えてほしいから聞くのだけど、今はどう

なっているのですか。今はこれが無くなっているんですか。それとも、新しいのができているのですか。どこかに赤字を入れ込んでいるのですか。どれですか。

(答弁)香港便は就航以来、本年3月31日までは今、お手元に共有していただいてる資料に基づき要求し、こういうスキームで運航支援をしております。4月1日以降はこのスキームから新たに変更しておりますので、4月1日以降、今、お手元に共有させていただいている資料に基づく運航支援の支出はされております。(高木観光課長)

(仁木県議質問)4月1日時点からは、香港便についてはこれに基づいていない、韓国便についてはこれに基づいていないということでしょうか。

(答弁)韓国便は、着陸料2分の1以内、空港施設使用料3分の2以内といった要綱で運航しております。香港便は、こちらのスキームを変更し、4月1日以降、補助要綱に記載の新しい運航支援スキームに変更しています。(高木観光課長)

(仁木県議質問)4月1日が当初予算

の施行日ですけども、4月1日の時点でこのイに基づいた運用をせず、香港便についてはウに基づいた予算を執行していたということになります。これまでの県政で、航空路線において赤字補填をしたことがありますか。

(答弁)本年4月以降の香港便で採用している運航支援のスキームにつきましては、県としてこれまで、今回と同じようなスキームで運航支援を行ったことはないと認識しております。(高木観光課長)

(仁木県議質問)私もいろんな人に、県政の中でヒアリングした時、これまでそんなことはしたことがないと皆さん言っています。一般的に航空会社から赤字補填のような形で要求されることはある。ただし、それは公益性の担保ができないから、公的な機関がそれをすることはそぐわないということで実績がないと聞いています。では、なぜ今回は赤字補填に踏み切ったのか、どのようにしてこのようになったのか、教えていただけますか。

(答弁)まず、一般的に地方の空港におきましては、地域経済の活性化や住民の利便性向上のため、運賃収入だけで

は採算が厳しい路線の運航支援を行うことで、路線を誘致しているものと認識してございます。その中で、多少説明が重複しますが、4月以降の香港便に対する運航支援の内容変更につきましましては、まず、グレートターベイエアラインズから案の提示がございました。また、1月17日には、香港のグレートターベイエアラインズ本社におきまして、当時のCEOと知事が香港便全般にわたる意見交換を行う中で、運航継続に向けた支援の強化について、両者において検討を進めることを確認しております。その後、担当部局としましては、知事とCEOの意見交換の内容や航空会社からの具体的な要望を踏まえ、航空会社と県で協議を行い、路線状況を総合的に判断し、運航継続に向けた必要な措置としまして、今回の運航支援スキームについて、グレートターベイエアラインズとの協議や検討を進めることにつきまして担当部局から知事への報告を行い、了承を得た上で最終調整を行いました。その後、本年3月に運航支援として決定したというのが現状でございます。(高木観光誘客課長)

(仁木県議員質問) これまでで、納得がいかない部分があります。それは、議会へ

の説明がなかったことです。なぜおかしさを理解してほしいのは、民間企業に対して赤字補填するのは寄附行為になつてしまふのだけと、地方自治法第232条の2に定められている、客観的に公益上必要があると認められなければならないという部分の議論がされていない。客観的にという担保はどこがするかというと、議会なのです。そういったことをしっかりとしまわないと、百条委員会に値すると思います。その点を申し上げて、質問を終わります。

極力、守秘義務が課されるような契約はまかないでいただきたい

(仁木県議員質問) 今回、このマスコミ記事が出ていますが、航空会社との契約に守秘義務がなかったら公文書として残していたのか。算定根拠について、も、きちんとできていたのか。何が原因だったのか教えてください。

(答弁) 9月の経済委員会の時点では、観光消費額を算出するために必要な外国人の搭乗者数や割合は、まだ航

空会社との協議が整っていなかったこともあり、守秘義務が課されていたのは事実です。その段階では、私の個人メモという形で試算して積算していたというのが実情でございます。繰り返しになりますが、その際、試算の結果や考え方は部内でも共有しておりまして、守秘義務の話もあり、具体的な積算式や用いた数字を公文書という形で残していなかったのが現状です。

(高木観光誘客課長)

(仁木県議員質問) 責めているわけではなく、我々や県民は、守秘義務があったからでなかったということではないのでしょうか。極力、守秘義務が課されるような契約はまかないでいただきたい。守秘義務が課される契約を結ぶ前に、何に守秘義務が課されるのかとか、議会にきちんと説明してほしいです。よろしく願います。

(仁木県議員質問) 現時点でこの契約に基づいた運航に関するもので、秘密のものや秘密でないものは何があるのか教えてくださいませんか

(答弁) 今、守秘義務が課されているものは、まず香港便、韓国便それぞれの個別の運航支援額並びにグレートターベ

イ航空とのMOUの契約の中身でございます。(高木観光誘客課長)

(仁木県議員質問) 全般的には守秘義務の課された契約がこのまま生きていくから、全般は秘密ということには変わりないということでしょうか。

(答弁) 先般来御答弁させていただいていますとおり、グレートターベイ航空とのいわゆる覚書につきましては内容自体に守秘義務がかかっておりまして、その内容についてはお示しできない状況でございます。それと繰り返しますが、イースター航空、グレートターベイ航空、個別の運航支援額についても、同様に守秘義務が課されてございます。(高木観光誘客課長)

復興計画と公共施設の計画・実施は、リンクさせながら進めるべきと

(仁木県議員質問) 事前復興の意味合いで、発災した後にどのような復興計画があるのか、全般的にどんな状況なのかというのを教えてください。

(答弁) 事前復興計画は、具体的には被災後のまちづくりの姿や、応急仮設住宅用地及び災害廃棄物の仮置き場の候補地選定などといった大規模災害の発生の前に準備しておく事や実践していく事を項目を立てて整理し、大規模災害により甚大な被害を受けた後の迅速かつ円滑な復興を図ることを目的とする計画となっております。また、各地区ごとのまちづくりの目標や課題などを踏まえ、復興後の市街地整備の方針を定めた事前復興まちづくり計画というものがあり、こちらが、単独で作成することが可能となっております。(明星防災対策推進課長)

(仁木県議員質問) この復興の計画の基本的な方針は、今あるものをそのまま復興するものなのか、高台移転などの

ように、公共施設を集約し、改めての復興の仕方なのか教えていただきたいのが1点。もう一つは、復興する際は、手厚く国からの補助があると思いますが、持ち出し分というのは少なうて済むのかどうか、状況を教えていただければと思います。

(答弁) まちづくりの姿は、公共施設の統廃合や、高台移転を、検討すること
も可能と考えております。(明星防災
対策推進課長)

(仁木県議質問) 財源については、過去
の他県を参考に、どんな感覚なの
か教えてもらえますか。

(答弁) 東日本大震災の時の被災地の
状況ですが、防災集団移転促進事業等
は基本的には国の補助率が4分の3
になっており、残り4分の1が地方負
担分となりますが、こちらも復興の交
付金とか地方財政措置があり、合わせ
て100%国の負担であったと伺って
おります。(山本河川政策課長)

(仁木県議感想) 現状、復興計画があ
るものを乗せていくというのは、財政
的にも負担が軽減されます。というこ
と観点から、震災後に耐えられるよう

ないものを作る、もしくは被災を見
越した上で、中途半端なものではなく
て仮設的なものを作っていく、この
2択というのが経営的に必要になっ
てくるかと思うのです。質問は最後にな
りますが、改めて確認のすければ、最
新の発生確率はどのようになるのか、
教えていただければと思います。

(答弁) 南海トラフ巨大地震の発生確
率は、政府の地震調査研究推進本部
が去る9月26日、地震発生確率の見
直しを行ったところです。

この見直しにより、南海トラフでマグ
ニチュード8から9クラスの巨大地震
が発生する確率につきまして、今後30
年以内で、隆起量データ及び地震発生
履歴を用いる計算モデルによりまし
と60%から90%程度以上。もう一つ
ざいまして、地震の発生履歴のみを用
いる計算モデルによりまして20%から
50%という発生確率が併記されてお
ります。

なお、国は、疑わしいときは行動せよ
との考え方に基きまして、二つの計
算方法の中でも高いほうの確率値
60%から90%程度以上を強調するこ
とが望ましいとされております。
なお、そのほかの発生確率で申します

と、隆起量データ及び地震発生履歴を
用いる計算データによりまして、今後
10年以内につきましては、ほぼ0%か
ら40%、今後20年以内につきましては
20%から80%、今後40年以内につま
しては80%から90%程度以上、今後
50年以内につきましては90%程度も
しくはそれ以上となっております。
もう一つの地震発生履歴によりまし
計算モデルによりまして、今後10年以内
が0.07%から9%、今後20年以内
が6%から30%、今後40年以内が40%
から70%、今後50年以内が60%から
90%となっております。(明星防災対
策推進課長)

(仁木県議質問) 50年以内が90%とい
う確率で非常に高い。まちづくりには
30年、50年掛かる計画もあります。
また、今から公共施設を作っても耐用
年数30年とか50年になる。復興計画と
公共施設の計画、実施はリンクさせ
ながら進めるべきと考えます。この事
前復興計画の立案は、県なのか、それ
とも市町村なのか、具体的に教えてく
ださい。

(答弁) 事前復興計画の策定主体は市
町村となっております。現在、県内で
事前復興計画を策定しておりますの

は牟岐町と海陽町となっております。
県におきましては、早期の事前復興計
画の策定を促すために、沿岸市町を中
心に個別訪問しているところでござい
ます。(明星防災対策推進課長)

(仁木県議感想) 事前復興は大事だと思
いますので、引き続きお願いできれ
ばと思います。

今後、ドクターヘリの安定
運用のため、あらゆる手段
を見出してほしい

(仁木県議質問) ドクターヘリの運航
は関西広域連合に拠出して、関西広
域連合が運航しています。運航が休止
している間は、その分の委託料はどう
なっていますか。

(答弁) 今回のドクターヘリの運航停止
期間中は、委託料の減額を行っていま
す。(岡本医療政策課救急・災害医療
対策室長)

(仁木県議質問) 整備士不足というの
は、逆に言えばお金の問題で解決でき
るのですか。例えばもっと増額した予

算で委託すれば解決できる話なのか、
そうではないのか、どちらでしょうか。

(答弁) 今回の整備士不足は、全国的
な課題で、各運航会社とも余剰のない
状況です。委託料の増額を行っても、
各運航会社のリソースがないので、金
額によるものではないと考えておりま
す。(岡本医療政策課救急・災害医療
対策室長)

(仁木県議感想) お金の話でないのが
一番解決しにくいものです。ただし、こ
れは関西広域連合の議会も、この委員
会でも、過去からずっとこういうリス
クヘッジについて議論されているはず
です。しかし、議論が進まなかったこと
で、こういう結果となった。本県は他県
よりも拠出額が多い。これはドクター
ヘリの運航のために、大阪よりも拠出
の多い年間2億円幾らという予算を
付けている。今後、あらゆる手段を考
え立案しなければ、このような体制
が続いたら大変です。県南はもちろん、
我々の阿南市にもへき地、離島があり
ます。今後、ドクターヘリの安定した運
用ができるよう、あらゆる観点から手
段を見出していただきたい。

保護猫小屋設置に対し安 全衛生課、所管課が主体と なって、部局横断的に解決 策を

(仁木県議質問)保護猫についての質問です。猫は繁殖力が非常に強く、猫神様に懐妊を祈願するほどです。近年、野良猫を環境的にどうしていくのが問題となっており、行政では、保護猫など、もろもろの環境対策をされています。そういった保護猫や野良猫、また地域猫について、県は、今、どのような対策、方針を出されているのか、教えていただきたいと思っています。

(答弁)まず保護猫につきまして、県では猫の適正な飼養と飼い主のいない猫への対策として平成21年度に猫適正飼養ガイドラインを作成し、飼い猫の屋内飼養や避妊、去勢手術の推進を行っています。また、飼い主のいない猫による生活環境への被害低減と繁殖防止のために、平成22年度から30年度までの9年間、これまでに県内127地域を地域猫活動地域として指定し、2千215頭の避妊、去勢手術を実施しました。しかしながら依然として、飼い主のいない猫に関する相談が

多数寄せられていることから、繁殖制限を優先し、より全県的に速やかに、多くの飼い主のいない猫のために、市町村の協力を求めながら、地域猫活動の代替といたしましてTNR活動の手術費の補助へと支援内容を移行しているところでございます。これにより、令和2年度から市町村では、飼い主のいない猫の手術助成制度を実施しており、助成等を増やすなどの取組が始まっています。県におきましては、動物愛護管理行政実務者会議等で、市町村に積極的に働きかけています。(島生活環境政策課長)

(仁木県議質問)時々、耳を三角に切っている猫をみかけますが、特定の飼い主がいらないものの、地域住民の認知と合意のもとで不妊去勢され適切に管理されている猫です。一方で、地域指定外に保護猫がいる場合があり、愛護家の方が、雨風をしのげるように箱を置いてある場合があります。しかし、管理者側は、箱を置くのは規定的に駄目だから撤去命令の張り紙を貼るといった管理をしている。これは双方理解できません。しかし、全く置いてはいけないというのではなくて、何らか柔軟な対応、また仕組みができないのか、お教え願えればと思います。

(答弁)動物愛護管理センターに収容され、攻撃性があるなどの理由で殺処分となる不幸な命が存在しております。この不幸な命を減らすため適正飼養、終生飼養の啓発浸透を図ること、飼い主の都合による遺棄防止を図ったり、地域で繁殖を繰り返す猫に対するTNR活動などが重要だと考えています。こういった取組自身が、今、御説明にもあったとおり、SFTSといったような動物由来感染症の防止などのワンヘルスの推進につながると思っております。(島生活環境政策課長)

(仁木県議質問)今の状況は、安全衛生課関係者に個別で相談しても、何にも前に進まないのです。だったら、その3者が協議ができる形を、考えていただきたい。あと、愛護に関わる方を、幾つかの種類に分けられているというお話を聞いていますけれども、どのような種類があるのか教えていただけますか。

(答弁)私が持っております資料によりますと、59名のボランティアの方を動物愛護推進員という形で委嘱をさせていたことで、地域の動物愛護と適

正飼育の推進にそれぞれ協力を頂いていると受け止めております。申し訳ございませんが、サポーターとの詳しいより分けについての資料は持っておりません。(島生活環境政策課長)

(仁木県議質問)動物愛護推進員とサポーターと箱を置いた人がマッチングしなかったら、後の対応策につながらない。この仕組みが出来上がらないと、管理者としても話を聞けない。安全衛生課、所管課が主体となって、部局横断的に解決策を探るという、仕組みを御検討をいただけないか、お聞かせいただければと思います。

(答弁)ルールづくりの前に、個々の事案により動いた方が、できるのかどうかの検討があるかと思いますが、まずは、当事者がお話ができて、相談ができる場を設けるということで、進めさせていただくかなと考えております。(島生活環境政策課長)

(仁木県議感想)仕組みが出来上がっていない中で、当事者がこの相談をし、また、あそこで話をしてくか、いんな話になってくる。いずれにしても、なるべく御協議ください。

(仁木県議質問)関連で、もう1点、殺処分を少なくするため、新しい飼い主とのマッチングや、譲渡会等が、ボードウォーク、藍場浜公園で、年1回か2回開催されているのを、拝見したこともある。これについて、今、県はどのように関係しているのか、教えていただければと思います。

(答弁)動物愛護団体や民間の方が、実施をされる動物愛護の関係のイベントには、県では、県民の皆様、団体の皆様、それぞれが行う活動を十分尊重しながら、事業を進めています。民間の皆様が実施するイベントは、主催者から御相談があった場合に、県として、可能である部分につきましては、連携協力をしている状況です。また、県におきましても、動物愛護のつどいなど、様々なイベントを実施しております。そこには、関係機関であるボランティア団体にも協力をお願いいたし、連携させていただいています。(島生活環境政策課長)

(仁木県議質問)ワンヘルスの観点も含め、一定の公益性があり、現時点でも関与はされている。だからそういった連携を、より一層強めることは可能なのか、教えていただければと思います。

す。

(答弁)県が関与するに当たって、個別の事案というのを、相談いただくことが、まずは、第一歩と考えております。

(島生活環境政策課長)

(仁木県議感想)もちろん、そうなんですけれども、条例上読み解ける部分について、より一層、ちゃんと連携してください。十分御協議いただければということ、を、申し添えたいと思います。

発災後三日間、避難所のト

イレ事情は大丈夫なのか、

必ず調べてほしい

(仁木県議質問)先般、私は避難所運営ゲーム、HUGという全国的にも防災の関係で使い始められた避難所運営カードゲームをしました。この避難所運営ゲームでは、一番最初にするべきは、避難所の通路の確保。もう一つは、仮設トイレ設置のため、屋外で穴を掘ること。既存のトイレは絶対に使わせないようにするというのが避難所の運営がスムーズにいくポイントだそうですね。避難所のトイレの対応に移動

式のトイレカーがあります。ただまだ数が足りていない。徳島県内は、大抵、合併浄化槽ですから、その上に便座を設置するマンホールトイレが衛生的で、手間が掛からないと考えます。徳島県における避難所のトイレ対応策を教えてくださいと思います。

(答弁)国及び県の備蓄方針につきましても、携帯トイレや簡易トイレは各市町村において備蓄を進めるように指導されておりますので、現在、各市町村におきましても各避難所に対応できる携帯トイレ、備蓄トイレ、あとはマンホールトイレ等もできる限り確保する形となっております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議質問)発災後三日間、避難所のトイレ事情は大丈夫なのか、必ず調べてほしい。いかがですか。

(答弁)避難所は、小中学校や公民館など、いろいろな形態がございます。トイレの設置状況も、それぞれ避難所において、通路の確保も進めていく必要があるかと思えます。県としても、各市町村と連携し、各避難所において、いざ発災時に実践的にできるトイレ対策、汚物をどこに置くのかとか、

そういう具体的なシミュレーション等の検討を進めていきたいと思えます。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議質問)このHUGゲーム、みんな1回やっていたほうがいいと思います。公民館でもどこでもできるので、HUGというゲームの推進ということについても御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(答弁)避難時におけるトイレ対策は、住民の皆様が必要を感じているところでございます。そういった様々な啓発グッズ等あるかと思えますので、その二つの手段として、含めた形で検討を進めていきたいと思えます。

(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議感想)このHUGゲームを通して、避難所の運営を理解すること、何が次に起こるかを予想でき、対応できると考えますので、その点お願いして終わります。

(仁木県議質問)経営課題対応資金信用保証料は新たな仕組みでございますが、他の保証メニューと何が違うのか具体的に教えてください。

(答弁)この制度は、国の支援保証制度であります。協調支援型特別保証制度を活用しております。こちらは、信用保証付きの融資とプロパー融資を組み合わせることにより、国で保証料率を下げる制度となっており、元々、信用保証料率も有利ですが、それに県が上乘せ補助することにより、更に円滑な資金調達をしていただけるような制度としております。(島海企業支援課長)

(仁木県議質問)具体的な効果ですが、協調した場合、通常の保証より、またプロパーで融資する金額よりも総額が大きくなるという認識でいいのか教えてください。

(答弁)中小企業者等により与信枠がありますので、どうしても借り入れる上限額は決まってくる部分もございします。ただし、今度の資金は、協調の融資におきましてプロパー融資も一緒に入るということで、金融機関の継続的

なフォローアップが更に見込まれるので、より事業者に近い伴走型となる制度と考えております。(島海企業支援課長)

(仁木県議質問)これは、プロパーと保証の部分で与信枠一杯まで借りられるようにするのか、プロパーと保証両方で協調するというのは、結局のところ、それぞれのポートフォリオ組成、リスク分散のやり方という意図が多いのか、どっちを見込んだ話なのか教えてください。

(答弁)今回、創設した資金は、保証付き融資とプロパー融資との協調というところで、国が創設しております協調支援型特別保証制度につきましては、リスク分散というところが多い面もございますけれども、そこに保証料率の引下げをしており、例えば生産性向上に伴う資金調達などを後押しするような制度となっております。(島海企業支援課長)

(仁木県議質問)保証料を下げられるメリットと、債権者にとってリスク分散を図れる制度という理解でよろしいですか。毎回聞いていますが、総量規制においては別立てという話ではない

という理解でよろしいですか。別立てというのは、その部分を拡大できるようなものではないということでしょうか。

(答弁)これまでの資金と同じく、この資金によって与信枠が広がるようなものではございません。ただし、経営の支援も同時に行うことにより経営力の強化につなげていただければと思いますので、より多くの資金調達も円滑にしていただけるよう考えております。(鳥海企業支援課長)

(仁木県議質問)前回の委員会では最低賃金の引上げの対策は、国の動向を見極めるという話だったと思います。今、国で審議中の部分で、地方における最低賃金の引上げ関係の予算は、具体的にどういふものがあるのか教えていただけますか。

(答弁)こちらにつきましては、11月21日に、物価高対策や成長投資、ガソリン税の暫定税率廃止などを含めて21兆3千億円規模となる総合経済対策が閣議決定されました。この内訳を見ますと、一般会計歳出では、生活の安全保障・物価高への対応として11兆7千億円、またその他、危機管理投資、

成長投資による強い経済の実現に7兆2千億円、防衛力と外交力の強化に1兆7千億円となっております。このうち、重点支援地方交付金2兆円は、生活者支援と事業者支援で、国から例示的に推奨メニューが示されております。今後、国におきまして、この総合経済対策を具現化する補正予算が編成されることから、本県におきましても、迅速に対応できるよう、制度の詳細な内容など情報収集に努めてまいりたいと考えております。(岡崎経済産業政策課長)

最低賃金引き上げは1月1日までに支援策ができないのなら行政としてつなぎ支援を続けるべき

(仁木県議質問)最低賃金の引上げについての具体的な予算を教えてくださいという質問です。そういうものはないのでしょうか。

(答弁)今後、準備を円滑にするための推奨メニューの公表でありまして、各県における具体のメニューは、今後の検討となっております。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議感想)今後の検討とおっしゃいますけれども、本県は最低賃金引き上げは1月1日からです。今後の検討が1月1日までにできるのか。できないのだったら、本県において、行政としてつなぎを続けるべきではないのかということなんです。このことについて答えていただいたら、私はもうこれで閉じます。

(答弁)徳島県の賃上げ環境整備に関する取組の予算ですが、今回、11月補正予算におきまして、生産性向上・成長力強化支援事業ということで5億5千万円を提案させていただきました。これは、国の総合経済対策の詳細を待たずに県独自に賃上げ環境を整備し、1月1日からの最低賃金アップに伴う事業者の環境整備のために、独自に取り組んでいるところです。国の経済対策を待たずに、こうした資金をより早く事業者の方に使っていたことを想定しております。(岡崎経済産業政策課長)

電力料金の高騰は、中小企業に限らず大企業においても困っている。

(仁木県議質問)特別高圧電力について、中小企業、小規模事業者を対象としていますが、電力料金の高騰は、大企業においても困っている。他県においては、自主財源を利用しながら、大企業も付随して一般財源も一緒に入れば、高知県なども実績があります。今回のメニューを組まれる際、最終的に、中小企業、小規模事業者のみという格好になったのかを教えてください。できればと思います。

(答弁)この支援は国の推奨メニューで、まず中小企業が支援対象となると考え、これまでの特別高圧電力支援の負担軽減策と同様に、企業体力が弱いとされる中小企業者、小規模事業者を対象とさせていただきます。(鳥海企業支援課長)

(仁木県議質問)私は、重点支援地方交付金の推奨メニューの事業の表を見させてもらっています。確かに、今回の重点支援地方交付金はいわゆる中小企業で縛っています。いろんな重点交付金や交付金関係も、これまで物価高騰に対し、一般財源予算を入れることによって、追加事業を実施したと思えます。厳しいという事業者の声もあ

ると認識されているのであれば、その点、お願いしておきたいと思えます。もう一つ、推奨事業のメニューで、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備があつて、石破政権の時に賃上げする分は国がしっかりと支援していくと私は認識していますが、本県において1月から最低賃金が上がります。今回の補正予算を見ましたら、医療従事者とかもろもろあるんですけども、それ以外が見当たらない。これは補正予算で何かできているのか、協議内容はどうか教えていただければと思います。

(答弁)国の重点支援地方交付金の補正予算成立を受けた、徳島県での賃上げ環境整備等に関する検討状況は、国から徳島県への配分の内示を受け、現在、各部署におきまして、経済産業部におきましても、推奨支援メニュー等を参考にしながら、鋭意、財政局等も含めて検討中でございます。(岡崎経済産業政策課長)

(仁木県議感想)重点支援地方交付金で支援してくれると理解しています。中小企業のみなさんのいろんなお声を聞いていると思いますから、重点支援地方交付金でしっかりと支援施策

に取り組んでいただきたいと申し上げ
て、終わりたいと思います。

予算執行については目標を持って、効果が出るように

に

(仁木県議質問) 慣行線の問題で一番問題なのは向こうが慣行線はないという主張をしているのに、徳島の漁師を拿捕したわけでしょう。この部分の事実関係の確認をさせてほしい。

(仁木県議質問) 令和7年度2月補正予算はどのようなものか教えてくださ

(答弁) 過去に本県の漁船が本県の主張線を超えたことで、和歌山県が拿捕したことだと思ふのですけれども、実際、昔は曳船を超えていった船を和歌山県当局が拿捕というか検挙して、司法処分は行わず行政処分したという事例はございました。和歌山県の主張としては、徳島県が主張している線を超えて出てきたので無許可操業だということ。 (嶋村漁業管理調整課長)

(答弁) 全体の方針は、国の経済対策とも連携し、物価高騰の影響を受けている観光関連事業者の負担軽減に向けた支援ということで、2月補正予算の計上として4億2千44万円、当初予算と一体的に取り組むこととしております。 (原田にぎわい政策課長)

(仁木県議質問) 2月補正予算の財源について、一般財源からではなく、国庫支出金が全てという理解でよろしいですか。また、国庫支出金は何なのか教えてください。

(仁木県議質問) 2月補正予算の財源について、一般財源からではなく、国庫支出金が全てという理解でよろしいですか。また、国庫支出金は何なのか教えてください。

(仁木県議感想) そのことです。我々からしたら、なめられているという話になるのです。今の時期に皆さんがこれを書いてくれているのだから、どうか早くしてほしいと私も強く要望しておきます。

(答弁) まず、観光企画課につきまして、2月補正予算で2千450万円を計上しております。その内訳は、国庫支出金を全額計上しております。 (原観光企画課長)

(答弁) 観光誘客課につきましても、3

億9千394万円を計上させていただいております。同じように全額が国庫支出金でございます。 (高木観光誘客課長)

(答弁) にぎわい政策課におきましても、国庫支出金が200万円となっております。 (原田にぎわい政策課長)

(仁木県議質問) 補正予算として、一般財源が財源として使われないことは非常に良いことだと私は思います。この7千250万円の部分は、何かをするということなのか教えていただければと思います。

(答弁) 2月先議の7千250万円。こちらは、主に県内の旅行会社になると思いますが、例えばアウトバウンドの旅行商品を造成する旅行会社に対する造成支援、また空港の受入体制強化ということで、例えば合同説明会の開催でありますとか、空港業務を担う人材確保、育成への支援、そういった内容でございます。 (高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) これは要綱にのっとった航空会社への支援という形ではなく、側面的な事業として実施するということでしょうか。

(答弁) 先ほど申し上げました路線の維持に必要なアウトバウンド並びに空港の受入体制、人材確保等に向けた予算ということで計上させていただいております。 (高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) アウトバウンドも含めて進めることには、理解できます。その中で、観光関連会社がこの事業をすることによって、どのような効果が表れるのか。どれくらいの売上が出るのか、想定されているのか教えていただきたい。

(答弁) まず、アウトバウンドの旅行商品造成は、県内の旅行会社の皆様方にとって、より商品を作りやすくなるという効果が見込まれますし、それによって、県民の方も旅行会社の商品を活用した海外旅行に行きやすくなるという副次的な効果もあると考えております。また、空港につきましては、受入体制強化ということで、先ほど増額のお話の際にも御説明させていただきましたが、グランドハンドリング人材は基本的に慢性的な人手不足もありまして、そこをしっかりと確保して、更に教育をしてスキルを上げてもらう効果もあります。そちらにつきまし

て、県内での雇用といった効果も考えられると考えております。 (高木観光誘客課長)

(仁木県議質問) 最後に、この事業費の内訳は、補助金2億8千500万円、委託料が6千600万円、事務費が1千900万円という形になっていますが、この補助金、委託料はどういうイメージで運用されるのかお教えてください。

(答弁) まず、補助金は、2億8千570万円のうち韓国便に係る運航支援の予算が約2.4億円、その他は、空港受入体制強化や人材確保に対する情報発信といった費用並びにアウトバウンド旅行商品を造成する旅行会社への支援という内容です。委託料は、SNSによる情報発信やアウトバウンドの利用促進キャンペーン、バスポート支援取得や空港の駐車場の割引支援キャンペーン等としての予算と考えております。その他事務費は、旅費やチラシ、ポスター等の作成費用等々でございます。 (高木観光誘客課長)

(仁木県議感想) この件については目標を持っていただいて、効果がしっかりと出るように努めていただ

たいと申し上げておきたいと思います。

たものを求めていくのかを教えていただければと思います。

(仁木県議質問)これが最後ですけれども、補正予算で新時代の「阿波・徳島」プロモーション事業がありますが、財源は国庫支出金で、1億円の補正となっております。事業費の内訳は、委託料9千万円、補助金2千210万円ですけれども、この内訳について、委託はどういった先を想定されているのか、その部分の算定の根拠等々をお教えください。

(答弁)新時代の「阿波・徳島」プロモーション事業ですが、2月先議の分は1億円で、OTAプロモーションを実施するための予算として計上しており、内容は、OTAに対する委託として9千万円程度、残りの補助は1千万円程度で、JALとANAに関するキャンペーンの補助で、今は検討しております。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)これは1億円を委託するということでしょうか。プロモーションの事業で1億円ということ、今回の補正予算は全てOTAのプロモーション事業だと思っておりますけれども、JALさんに委託してどういっ

(答弁)まず、OTAとはオンライン・トラベル・エージェントで、例えば国内でありましたら、じゃらん、楽天トラベルが代表的なOTAと考えております。国内向けということで、基本は大手のオンライン・トラベル・エージェントを想定しております。そちらの予算が約9千万円程度ということで、中にはクーポンの原資も含まれておりますほか、県を紹介するウェブページや広報の経費も入っております。残りの1千万円は補助でございます。こちらはJALとANAに対して補助をし、それぞれの航空会社により促進キャンペーンをしていただく予定です。(高木観光誘客課長)

(仁木県議質問)どれぐらいの継続効果目標を持たれているのか教えてください。

(答弁)基本的には国内の誘客をするための予算と考えてございます。まだ予定ですが、委託9千万円のうち4千万円ぐらいをクーポン原資と考えており、こちらを基に徳島県のPRをしつつ、実際にクーポンを使って来たい

だくという立て付けで考えております。また、宿泊者数に関しては、2024

年の日本人の宿泊者数の確定値でございます。約236万人で、今年度は、速報値ですが1月から11月で223万人程度来ており、昨年は、一昨年よりは増えている状況です。全国的にはインバウンドは増えているが国内は減少しているという都道府県も多い中で、昨年度は国内の宿泊者数も増加しており、引き続き増加するように頑張っていきたいと考えております。(高木観光誘客課長)

(仁木県議感想)1億円を掛けて経済効果は8億円を見込んでいると言ってもらえると我々は分かりやすい。この補正予算については皆さんが編成される際に一定程度目標を持っていたきたいと申し添えたいと思っております。

新ホール整備3回目の公募、もうこれ以上経費が掛からないように

(仁木県議質問)新ホール整備事業について、予算の内容を詳しく教えてください。

ただければと思います。

(答弁)内容は、まず新ホールの設計に係る委託費として、債務負担を含めて計7億8千万円、令和8年度当初予算額が2億4千500万円、令和9年から10年にかけての債務負担が5億3千500万円となっております。次に、設計事業者とは別に、県の立場に立つて設計協議に参加していただく専門業者を選定し、県側の体制強化という形で設計内容や事業費の最適化を図っていきたいと考えており、こちらの令和8年度当初予算額が2千300万円、令和9年から令和10年にかけての債務負担が2千900万円となっております。また、藍場浜公園西エリアで、既に数か所の地質調査を事前に行っておりますが、追加でボーリング調査を実施したいと考えております。

こちらの令和8年度当初予算額は1千950万円としております。このほか、公募型プロポーザル実施に係る事務費が1千50万円となります。これらを合わせて、令和8年度の当初予算額が2億9千800万円、債務負担行為の令和9年から令和10年度が5億6千400万円、合わせて8億6千200万円となっております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長))

務取扱)

(仁木県議質問)新ホールの整備のスケジュール感を教えてください。

(答弁)新ホール整備につきまして、設計業務等は、令和8年度の当初予算から、令和9年度から令和10年度にかけての債務負担行為としております。もちろん、事業者が決まって詳細なスケジュールが見えてくるわけなのですが、それ以前に、我々は既に過去に調査モデルを作成しております。その時に、調査モデルの段階では設計に1年6か月ほど掛かりました。無理なスケジュールではなく一般的な期間を置いて考えたときに、令和10年度当初からいまだ設計が掛かる可能性もあると見た上で、今回の予算の形にしています。そうしますと、飽くまでも一般論ベースではございますが、設計関係で2年弱ぐらい掛かると考えております。工事は、一般的なところでは、工事にかきましたら、この規模ですと、工事に約3年ほど掛かるのが通常と考えますが、今回公募して新ホール整備がどうなるかをベースに工期を考えますと、具体的にいつぐらいを見立てているとは言えないところではあります。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化

振興課長事務取扱)

(仁木県議質問) 今回の設計を出していく作業においては、公募した仕様から変わる想定なのでしょうか。教えてもらえませんか。

(答弁) 今回、新たな3回目の公募に向けて必要となる予算を計上させていただいておりますが、公募の詳細は、またこれからですが、これまで藍場浜公園西エリアで1千500席で多目的スタジオもあって使いやすい搬入・搬出の動線も確保してというところは、変わりなく整備を進めていきたいと考えております。(伊澤観光スポーツ文化部次長(文化振興課長事務取扱))

(仁木県議感想) 仕様が変わらないのであれば、物価スライド上の予算は仕方がないと思っています。その上でお願いしたいのは、もうこれ以上経費が掛からないようにしっかりといただきたいということです。本体工事に入って、全体でこれだけ掛かりましたといったときに、仕様も前より落ちていたり、コストだけが掛かってしまったら、何をしているか分からないようになりますから、その点しっかりとしていただきたいと思います。

秘密の契約をする場合は、

公文書管理条例の規定に

基づいてされるべき

(仁木県議質問) 最初は、令和7年度の現状における香港便の予算執行状況と、香港便に関する令和7年度の整理補正予算は計上されているのかお教え願いたいと思います。

(答弁) 令和7年度の事業、今こそ海外！国際定期利用促進事業で執行しており、当初予算は5.8億円になりますけれども、現在の執行状況は約3.7億円となっております。

続きまして、令和8年度の香港便の計上、令和7年度の2月の補正状況でございます。香港便は、御承知のとおり9月をもって運休しておりますので、運航支援は行っており、2月補正予算も、運航支援の予算自体はそのまま置かせていただいております。

韓国便の国際定期便は現在も就航しており、またチャーター便についても継続的な投資を行っていますので、柔軟に対応できるよう、今回の2月補正予算では減額を行わない方向で検討しております。(大崎観光誘客課副課

長)

(仁木県議質問) 今こそ海外！国際定期利用促進事業の予算5.8億円は、確か香港便と韓国便の両方ですね。執行がいつの時点か聞き漏れたのですが、3.7億円を執行されているということですが、香港便の執行額なのか教えていただけますか。整理予算は減額しないとのことですが、繰越しという認識なのか、確認のため教えてください。

(答弁) 今年度の今こそ海外！国際定期利用促進事業における香港便の執行状況ですが、今、香港便、韓国便二つの国際定期便が就航しておりますが、それに対して具体的な支援金額は公表できない状況でございます。今回、例えば香港便だけのという御質問でございましたけれども、そこはお伝えできないとなっております。今後の香港便に対する予算ですけれども、もちろんインバウンド誘客という点では、香港、韓国、台湾の重要市場におきましてプロモーションは継続しておりますが、今回の9月以降、香港便は運休しており、再開のめどは立っていない状況でございます。香港便に対する運航支援は計上していない状況

です。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) この資料によると8月末までで終わっているのですが、韓国便は継続しています。5.8億円の予算で3.7億円の比率はどつちなんでしょうか。個別の運航支援額が言えないというのは分かるんですけど、検証がきちんとできるように、どこかで示してほしいと。先ほどお聞きしたのは、5.8億円のうち3.7億円を執行しました、残りについては、補正予算で幾らか認めましたよね。その上で、今回の令和8年当初予算でも運航支援についてありますよね。韓国便に対する予算はそういう認識でいいのですよね。

(答弁) 令和8年度の今こそ海外！国際定期利用促進事業は、当初予算と一部、アウトバウンド支援ですとか空港駐車場支援とか、そういったものを2月補正予算で計上している状況でございます。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) 令和8年度の国際線の予算の部分については当初の状況なのか、補正した分で行くのか、残った分を継続していくのか、確認させてく

ださい。

(答弁) 令和8年度の国際定期便に関する運航支援の予算は、繰越しではなく、令和8年度の当初予算で、4月以降に對して支援していく状態になっております。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) 韓国便については赤字補填の運用ではないという認識でありますが、航空会社からそういった依頼がなかったという認識でいいのでしょうか。

(答弁) 令和8年度も、韓国線は地域経済の活性化につながるよう、路線の定着・発展のために必要な運航支援を予算として計上しています。その部分は、飽くまで運航支援と認識しており、赤字補填ではないと考えています。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) 前回2月の令和7年当初予算の審議の際に何にどうやって使ったんですかと私は質問していましたが、その答はハンドリングやもろもろの補助金だと。その上で4月1日から赤字補填の分に要綱変更されたところがあるから、あえて聞いているのですけれども、韓国便についても

赤字補填にすることは無いという認識でよろしいですか。その点、お聞かせください。

(答弁) 4月以降の国際定期便関連予算におきまして、国際定期便への経費は、県内の経済効果、経済の活性化などにつなげるために、路線を定着させていくための必要な運航支援と認識しております。

(仁木県議質問) 今後、赤字補填を韓国便においても行う可能性があるのか、どのような解釈をしたらいいのでしょうか。

(答弁) 繰り返しになりますが、経済発展のために徳島阿波おどり空港に就航している、香港も韓国路線も含め国際定期便、路線の安定的な維持につながるための必要な運航支援と認識しているところでございます。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) これまでの議論の論点を整理させていただきますが、国際定期便におきましては、問題点は2点あったように思います。一つは予算の要求時点、また議決時点で説明がなかった赤字補填という予算の執行が、

いわゆる予算の成立以降に赤字補填され、地方自治法上も疑問があります。もう一つは、航空会社との守秘義務の部分。議会における秘密会や百条委員会においても、調査できないところに問題がある。この二つの中で、私は赤字補填のほうが大問題だと思っています。この守秘義務の部分ですが、全国でこれが一般的であるという答弁ですが、これは秘密に指定する場合、議会に諮ったりすることはなく、行政側が勝手に秘密の契約をまいてよいという認識ですが、契約行為は首長に専属する専権事項だということは分かっています。分かっていますが、他県においては、議会に報告してから契約していませんか。教えていただければと思います。

(答弁) これまでもお伝えしておりますけれども、航空会社との契約内容は、その内容が航空会社の営業秘密に当たること、また他空港との路線誘致競争において不利に働くおそれがあることなどにより、非公開としています。したがって、今回も規定というところではございますけれども、そういった航空会社との秘密というところがあり、非公開としています。

(仁木県議質問) 11月に北島議員と扶川議員が議論し、公文書管理条例に基づいて秘密にできる指定の手続きがあるということですが、にもかかわらず、以前と答弁が一つも変わっていない。契約も期限があり、まき直しする日があるでしょう。普まき直しをする際は、公文書管理条例における秘密にするという規定に基づいてされるべきではないかと私は考えますが、今後、どうするんですか。

(答弁) 航空会社との契約は、先ほど御説明しましたとおり、双方合意の下、守秘義務を設けています。しかし、今後、国際定期便に関して、新たに運航支援の契約を締結する場合には、もちろん航空会社との協議にはよるのですけれども、可能な限り議会に対して御説明できるように、航空会社と協議したいと考えております。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議感想) これまでの議論を踏まえた上で、何も進展していない。何の結論も出ていないから、私は最後に総括としてやっているわけです。秘密の契約とかをする場合は、法と条例の範囲内で適正に執行しますぐらいの答弁はできないですかね。以前の議論で

公文書管理条例の適正なやり方があると明らかになりましたよね。どうですか。

(答弁) さきの委員会での御質問は、県としてもしっかり受け止めてといいますけれども、航空会社との信頼関係を維持しつつ、守秘義務とのバランスも考慮しながらになります。具体的にこうするというのはお答えできませんけれども、航空会社との信頼関係と守秘義務を見ながら、現時点では適切な情報開示と透明性の確保に努めてまいりたい。意義は国際線の定着、本県の観光振興に取り組んでまいりたいという思いでございますので、御理解くださればと思います。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) 公文書管理条例を指定する決裁権者は部長です。部長はどう思っているかお聞かせください。

(答弁) 国際定期便に係る航空会社への支援内容や具体的な金額は、先ほどの繰り返しになりますが、航空会社にとっては企業秘密に当たること、それから県にとっても他の自治体との路線誘致競争に不利に働くことから、双方合意の下、守秘義務を設け

ており、全ての情報を開示することができない状況にあることは、引き続き御理解を賜りたいと考えております。ただその中でも、今回それから前回御議論がありましたように、今後、航空会社との企業秘密、それから他地域との誘致競争で不利になることなどから、引き続き守秘義務がある前提の中、秘密保持とのバランスを取りながら、県民や議会の皆様に対し、可能な限り御説明できるように適切に対応してまいりたいと考えております。もし今後、国際定期便に関して新たな運航支援に係る契約等を締結する場合又は仮に現契約を変更する場合は生じた場合は、議会に対し、可能な限り御説明できるよう航空会社とも協議をしてまいりたいと考えております。

(勝川観光スポーツ文化部長)

(仁木県議感想) 極力、議論の中であった条例に基づいて指定するなど、しっかりと研究と調査をしていただきたいとお願ひしておきたいと思ひます。

(仁木県議質問) 前回の11月議会の際に、北島議員が予算の要求時点、査定時点、そこでの説明資料、そして議会での説明内容において、運航支援の中における補助の積算で説明を受け

ていました。この部分は、着陸料や運航支援の施設利用料、ハンドリング費用、ハイジャック検査料ということでした。議決後の4月1日の予算の執行時点において、要綱の規則が変更されたことが問題だと考えます。まずはこの流れで間違いないか確認させてください。

便が安定的に就航することによって観光誘客、地域経済の活性化を目的に、航空会社との協議の下、今回の要綱改正による支援を行ったところであります。(大崎観光誘客課副課長)

自治法96条の議決権、212条の予算に基づく支出の原則、232条の2の公益上の必要性に抵触するおそれがないのかと。この部分の認識はどうなのか教えていただきたい。

おります。また、最終日におきまして、この部分について、後のまちづくり・魅力向上対策特別委員会での議論を踏まえた上で修正案の提出を検討したいこともありまして、退席させていただきます。

HUGの啓発は、学校がプラットホームになるべき
三谷川対策、長生地区洪水対策も早急に進めていただきたい

(答弁) 先般の議論のとおり、要綱改正を行いました。この韓国便の運航支援に係る要綱改正は、議会における予算の目的と金額で、その予算の目的や金額の範囲内での執行という形で、要綱変更は行政内部の判断という手続で、議会での議論の後で行いました。が問題ないかと認識しております。(大崎観光誘客課副課長)

(仁木県議質問) 事前に説明を受けていたのは、その事象の変化が起こった上で、航空会社から財政面が逼迫して厳しいという申出を何回かにわたって受けたから、3月末でその部分を改善していくという説明を受けています。その説明を受けている中で、結果の発生後の救済と経営責任の肩代わりと財務の補完、この三つの要件が当てはまる場合は損失補填にならないですか。これは赤字補填なわけなのです。事業費の補助と損失補填の性質は全く違う。こうなった時に、財務の支出部分の法的性質の変更に該当するのではないかと。その可能性が高いと考えます。全くもって使途目的、目的が違う。そう解釈されるのが一般的です。赤字補填ということは我々は想定していません。少なくとも私は想定していません。我々が想定していない部分は、最高裁の判例ではそうはならない。それは正当化されない。だから、この流れで言えば地方自治法に抵触するのではないですか。その認識はありますか。地方

(答弁) 県としては、地域活性化につながる国際線の運航支援は、地域経済の活性化や住民の利便性向上という公益性を有したものであり、公益性のある、目的を持った運航支援と認識しております。今後もしっかりと要綱に基づいて、そういった公益性を確保しつつ、路線の安定的な運航、また地域経済活性化、インバウンド観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。(大崎観光誘客課副課長)

おります。また、最終日におきまして、この部分について、後のまちづくり・魅力向上対策特別委員会での議論を踏まえた上で修正案の提出を検討したいこともありまして、退席させていただきます。

三谷川対策、長生地区洪水対策も早急に進めていただきたい

(仁木県議質問) 今回の赤字補填は、日本において大地震が起こるという風評被害に伴う運航経営の圧迫に対する財政面の支援をしてほしいというところで、航空会社からの依頼があったと認識しているのですが、そうではないのですか。

(仁木県議質問) 今回の赤字補填は、日本において大地震が起こるという風評被害に伴う運航経営の圧迫に対する財政面の支援をしてほしいというところで、航空会社からの依頼があったと認識しているのですが、そうではないのですか。

(仁木県議質問) 今回の赤字補填は、日本において大地震が起こるという風評被害に伴う運航経営の圧迫に対する財政面の支援をしてほしいというところで、航空会社からの依頼があったと認識しているのですが、そうではないのですか。

(仁木県議質問) 今回の赤字補填は、日本において大地震が起こるという風評被害に伴う運航経営の圧迫に対する財政面の支援をしてほしいというところで、航空会社からの依頼があったと認識しているのですが、そうではないのですか。

(仁木県議質問) 今回の赤字補填は、日本において大地震が起こるという風評被害に伴う運航経営の圧迫に対する財政面の支援をしてほしいというところで、航空会社からの依頼があったと認識しているのですが、そうではないのですか。

(答弁) 今回の要綱改正、香港便に対する運航支援は風評被害ではなく、基本的には、私たちとしても国際定期

(答弁) 今回の要綱改正、香港便に対する運航支援は風評被害ではなく、基本的には、私たちとしても国際定期

(答弁) 今回の要綱改正、香港便に対する運航支援は風評被害ではなく、基本的には、私たちとしても国際定期

(答弁) 今回の要綱改正、香港便に対する運航支援は風評被害ではなく、基本的には、私たちとしても国際定期

(答弁) 今回の要綱改正、香港便に対する運航支援は風評被害ではなく、基本的には、私たちとしても国際定期

をしました。また、7月9日にも、下流の地域の代表者の方に参加いただいてフィールドワークを開催し、今後の流域全体を進める三谷川の取組、今後の進め方についてお示しをしたところでございます。こうした勉強会で頂いた御意見を踏まえ、下流から順次、河道拡幅をはじめとする河川改修を盛り込んだ河川整備計画の策定を進めている状況です。引き続き、流域の皆様と一丸となつて三谷川の浸水対策を進めていくのですが、本年3月末から、具体的な河川整備計画の策定の取りまとめを始め、水田の埋め立てなどの開発時に併せて、水害リスクを最小化する手法として、特定都市河川の指定というのを進めております。引き続き、流域全体で浸水対策を進めていきたいと考えております。(香川河川整備課長)

(答弁)阿南市長生地区の件ですが、件として、現在、排水解析業務を発注しております。内容につきましては、年度内に取りまとめる予定で、今現在業務を進めています。(若山生産基盤課長)

(答弁)大規模災害時の様々な避難所運営を疑似体験できる避難所運営

ゲームHUGは、啓発手法として有効な手段の一つであると考えております。例えば、大学生が子供たちに、あるいは防災士が自主防災組織の者たちに教えるといったような、それぞれの層において知識を有するものが、未経験者のサポート役を担うことにより、ゲーム等を通じて裾野を広げ、担い手を育成することが重要であると考えております。危機管理部としましては、こういった教え合い、学び合うとともに、新たな交流を広げる好循環を生み出すため、県防災センターにおいてもゲームを通じた学びの提供でありますとか、HUGの貸し出しなど、環境整備を支援することによって、実践的な防災啓発を推進してまいりたいと考えております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(仁木県議感想)HUGの啓発ですが、れども、通路の確保、既存トイレの使用禁止、排泄物処理の穴を掘るという啓発は、学校がプラットフォームになるべきだと思えますので、教育委員会にもお伝えしたいと思えます。

三谷川については、特定都市河川の利用は、地権者の方と地元の方には、しっかりとデメリットを説明して、理解いただいた上で早く進めていただき

たいと願います。
長生地区は、昔から流水、また、水稻における浸水というのは懸念事項です。ようやく、今という被害状況かというのを調べる予算をつけていただいていますから、生産者の立場に立った治水を進めていただきたいと思います。なぜ口酸っぱく言っている理由は、稲が水につかると発生する黄化萎縮病という病気がありますが、その薬は現在無く、対策として水につからないようにするしかないので、その点、重々お願いしたいと思えます。

防災時、余裕をもって地域住民が全員避難できるように計画を立てるべき。

(仁木県議質問)県内の避難所には、鍵ボックスがあり、避難をした際に自動で開くパターンと自動ではないパターンがあるそうです。地域の防災士や消防団の方から、鍵ボックスが自動で開くほうがいいとの意見が寄せられています。県内すべて自動解除にできないものなのか教えていただきたいと思えます。

もう一つは、津波避難タワーですけれ

ど、避難計画において、高台というか丘に逃げられるとしても、すぐ近くの避難タワーに逃げられるのが望ましいと思えます。その点、避難計画で逃げられる地域でも、避難タワーの新設ができるのか教えてください。

(答弁)現在、県内における避難所は、令和7年10月1日現在で1千381か所あります。各市町村がそれぞれ避難所を緊急的に開設できるマニュアルを整備していただけるように県としても支援を進めてまいりたいと考えております。(唐渡防災対策推進課被災者支援推進室長)

(答弁)津波避難タワーの整備は、例えば近くにビルや高台がない場合に整備されているものと我々は認識しています。これまで市町村で取り組んでいる津波避難タワーについてはまさにそのとおりで、近くにビルや高台がない場合に設けられています。今後、市町村の御意見をお伺いしながら、そういった考え方についても検討させていただきたいと思えます。(明星防災対策推進課長)

(仁木県議感想)鍵ボックスは、設置購入に望ましいという順番があるのな

ら、県が市町村のほうに情報提供すれば良いと思えます。予算については緊急防災・減災事業債を使ったり、何か支援するべきだと考えています。
津波避難タワーの件については、余裕をもって地域住民が全員避難できるように計画を立てるべき。現在の避難計画でお年寄りから子供までが避難できるのか疑問です。だから、新たな津波避難タワーについても柔軟に相談にのっていただくような姿勢が県にとって必要でないかと思えますので、その点、お願いしておきたいと思えます。

活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	1

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
問いからはじめる現代企業（新版）	2,090	10/10	2,090	
合計	2,090		2,090	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	10/10
政務活動費の支出額	2,090 円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

紀伊國屋書店

領 収 証

徳島店
TEL 088-602-1611

Kinokuniya Point Card 会員募集中!
100円ごとに1ポイント=1円還元でお得!

送料無料の店舗受取サービスもこちらから
<https://www.kinokuniya.co.jp>

2025年04月16日(水) 13時51分 #2933

9784641151277 C1334 Y1900

問いからはじめる現代 ¥1,900

1点	小計	¥1,900
合計		¥2,090
(内消費税		¥190)
(10%対象	¥2,090	消費税 ¥190)

現金 ¥2,100

お釣り ¥10

店:0055 ｼﾞﾝ:0014

登録番号 T4011101005131



01005500142504162933

1ポイント1円から使える!
紀伊國屋ポイントが貯まる
LINE公式アカウント

友だち
募集中!



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	2

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
髭のノラ	1,600	10/10	1,600	
叫ぶ芸術	800	10/10	800	
合計	2,400		2,400	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	10/10
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領 収 証

仁 本 啓 人

様

No. _____

★ ¥ 2,400 -

但 本代 (総額 ¥1,600 + 消費税 ¥800)

2025 年 4 月 10 日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

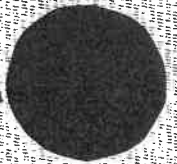
消費税額等 (%)

取 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097

徳島県女性協議

会長 徳島県女子



活動報告書兼領収書等添付票

項目	資料購入費
整理番号	3

書籍名	領収書金額 (円)	按分率 (/)	充当金額 (円)	備考
ぼくのスカート	5,280	10/10	5,280	
ALLYになりたい わたしが出会ったLGBTQ+の人たち				
トランスジェンダー、クィア、アライ、仲間たちの声				
合計	5,280		5,280	

(注) 一般的に大衆紙と言われる雑誌類や選挙活動用とみなされる可能性が高い住宅地図には充当できません。

(注) 定期購読をしている刊行物について、12ヶ月を超える分は対象となりません。

議員本人による確認欄 (次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること)	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準 (条例第2条第1項) に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充当に適さない書籍等 (選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等) は含まれていない	

(裏面)

本欄に領収書等を添付してください。

※裏面は各項目（参考様式１～１１）共通です。

※領収書は重ならないように添付してください。

貼りきれない分は、Ａ４用紙（任意様式）に貼り付けてください。

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

（注）事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

証 收 領

様

令和8年3月11日

[illegible]

但 ぼくのスカート、ALLYになりたいいわてしるべい会にはLGBTQのAI=ち、トランスジェンダー、スワブアイ仲間たちの声
上記正に領収いたしました

代金として

内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

内 訳

税抜金額

消費稅額等(%)

登録番号

徳島市秋田町2丁目6
1-2-2 長坂舟
代表 長坂舟

代表 長坂舟

議員本人による確認欄（次の事項に間違いなければ自筆で☑を記入すること）	会派使用欄
☒ 当該支出は政務活動費の使途基準（条例第2条第1項）に合致した適正な支出である	経理責任者審査 
☒ 充実に適さない書籍等（選挙関連、住宅地図、大衆雑誌等）は含まれていない	

(裏面)

【按分による支出の場合】

按分率	
政務活動費の支出額	円

(注) 事務所費の場合は「事務所状況報告書」と同じ按分率

【経費の一部に充当した支出の場合】

政務活動費の支出額	円
-----------	---

領收証

仁 木 智 人 様

No. _____

金額

9	1	0	0	0
---	---	---	---	---

收入
紙印

内 訳

但 7,7-二硝基-1,5-二金

現金

2024年 1 月 30 日 上記正に領収いたしました

小切手

手形

消費稅額等(%)

〒771-4502 徳島県美波郡上勝町田中村156
食と農を守る会徳島 代表 栗田正徳
TEL 070-1946-3915 FAX 050-3438-8680

印係